

## 基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革の基本方針の取組方針
第3-1(1) 行政記録情報等及びビッグデータの活用 ア 行政記録情報等の活用	① 行政記録情報について、既存の経済統計を補完する観点から積極的な活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に研究を行う。(内閣府、財務省)
	<b>統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目</b>
	② 報告者の同意を得て、当該報告者が別に各府省に報告した行政記録情報を、統計の作成に転用することを可能とする仕組みや、詳細な調査に代えて企業内の既存データの提供を求めたりすることを可能とする仕組みについて、各府省における先進事例の運用状況を踏まえるとともに、統計委員会において報告者・作成者の双方の見解を把握しつつ具体的に検討し、平成30年度中に試行する。  ③ 公開情報や行政記録情報(オンライン化の進展により利用可能となったものを含む。)の活用による調査事項の縮減や代替。
	<b>現行基本計画の該当項目</b>
④ 所管府省における行政記録情報等の活用に関する検討状況については、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議において確認する。  ⑤ 各府省の協力の下、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の充実を図った上で、定期的を実施し、行政記録情報等から作成される業務統計の作成・公表状況等についてホームページに掲載する。なお、業務統計を作成する府省においては、合理的な理由がある場合を除き、当該統計をホームページ等で公表する。(平成26年度から実施する。)  ⑥ 行政記録情報等の統計への活用実態等について、府省間の情報共有を図るとともに、各府省と連携して行政記録情報等を活用するに当たっての課題等を整理し、解決のための方策を検討する。また、特別集計による税務データの活用可能性については、財務省及び経済産業省が地域や業種を限定して作成した特別集計値における経済統計への活用可能性の検証結果等について府省間の情報共有を図る。その後、関係府省は、この検証結果を踏まえ、所管統計の作成に当たって、その活用余地を検討する。(平成26年度から実施する。)  ⑦ 法人番号については、その運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースにおける利用に向けた検討を行う。また、企業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報共有を図る。(平成26年度から実施する。)  ⑧ 個人番号については、その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計作成における活用について検討する。(平成30年度末までに結論を得る。)	

<p><b>これまでの統計委員会の意見</b></p>	<p>〈SUTタスクフォース意見取りまとめ（3）（2017年8月24日SUTタスクフォース座長）〉</p> <p>（2）行政記録情報の一層の活用</p> <p>⑨ タスクフォース会合に参加された有識者からは、欧米各国のSUT推計において、幅広く行政記録情報を活用して、推計精度を向上させている事例が紹介された。日本においても、法人番号の通知状況等といった行政記録情報を活用し、事業所母集団DBのカバレッジ拡大を図るといった進展がみられるが、なお、諸外国と比べて活用が遅れていることは否めない。これが、基礎データの不足や報告者負担の増大を招く一つの要因である。引き続き、行政記録情報の活用拡大に向けて、働きかけを続ける必要がある。</p> <p>〈個人企業経済調査の変更に係る部会審議の際に出された意見に関するメモ〉</p> <p>⑩ 税務申告書からの転記が可能になるという事実は、当該調査事項の内容が行政記録情報として保有されていることを示すものでもあり、それを直接活用することにより、より一層の報告者負担の軽減が考えられるところです。</p> <p>このため、行政記録情報の一層の活用を、統計委員会における重点的な審議の視点とし、その取組を推進すべきと考えます。</p>
<p><b>各種研究会等での指摘</b></p>	<p>—</p>
<p><b>担当府省の取組状況の概要</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省における行政記録情報等の活用に関する検討状況を確認している。(⑤)</li> <li>○ 毎年度、各府省の協力の下、「行政記録の統計作成への活用に係る実態調査」を実施し、その結果を府省間で共有するとともに、総務省ホームページに掲載している。なお、同実態調査については、統計調査における行政記録情報の活用状況をより具体的に把握するなど、内容の充実を平成26年度に行ったところ。【総務省（政策統括官）】(⑤)</li> <li>○ 作成した業務統計は、原則として各府省ホームページ等により公表している。【各府省】(⑤)</li> <li>○ 特別集計による税務データの活用可能性については、平成26年7月28日開催の「統計リソースの確保及び有効活用等に関するワーキンググループ」で、財務省及び経済産業省から関係府省へ検証結果の説明が行われ、現状での活用は困難との共通認識を得た。(⑥)</li> </ul>
<p><b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 報告者負担の軽減や効率的な統計作成を図るため、統計調査における行政記録情報等の活用余地を確認するとともに、その活用実態を把握し、府省間で共有していることは評価できるものの、調査事項の縮減や代替等を通じた報告者の負担軽減等を更に推進する必要がある。このため、所管統計調査の計画策定に当たっては、行政記録情報の活用余地を事前に精査・検討し、調査事項の縮減や代替を図るとともに、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議等において確認することを引き続き原則とし、その旨を本文に記載する。その際、政策立案過程総括審議官（仮称。以下同じ。）の設置に関する検討状況を踏まえ、各府省の政策立案過程総括審議官との連携についても記載する。なお、本項目には、全体的な取り組みの方向性等を記載し、個々の統計に関する具体的な活用の取組は第2の項目において、個別に記載する。(③～④)</li> </ul>

- 行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の実施や府省間の情報共有等に当たっては、法人番号をマッチングキーとして活用が可能な行政記録情報等の動向についても対象とするなど、その充実を図ることが必要である。また、業務統計についても、利用者のニーズを踏まえつつ、提供情報の充実を図ることが必要である。
- 税務情報については、個別具体的な検討を進めることが有用と考えられることから、所得に関する税情報を賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用することを端緒として、研究に取り組む必要がある。また、各府省においても、行政記録情報を統計の作成や補完に活用することに向け、研究を推進する必要がある。その際、諸外国の取り組み状況も踏まえつつ、基礎・実用の両面から研究を行うとともに、統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化する必要がある。(①、⑤～⑥、⑨～⑩)
- 報告者の同意を得て、当該報告者が別に各府省に報告した行政記録情報を、統計調査における調査事項の代替など統計の作成に転用することを可能とする仕組みや、詳細な調査に代えて企業内の既存データの提供を求めたりすることを可能とする仕組みについては、対象となる行政記録情報等の法的な制約や電子化の状況は多様であることや、企業内の既存データと調査事項との定義、把握時点の差異を個別に分析する必要等があり、一律の議論が困難なことから、電子化の状況や各府省内における利活用状況、報告者・作成者双方の見解等を踏まえ、統計委員会を中心に具体的な検討を行った上で、その結果も踏まえつつ、順次実現を図っていくことが必要である。その際、転用した行政記録情報等に関する調査票情報の二次的利用上の位置付けについても、留意する必要がある。(②、⑨)
- なお、法人番号の活用については、「事業所母集団データベースの整備」に係る審議において、一体的に整理済み。また、個人番号については、国民生活・社会統計WGの「人口動態調査の改善」に係る審議において、「引き続き関連した動向を注視する必要がある」と整理されていることから、当WGでは国民生活・社会統計WGにおける審議結果を尊重する。(⑦～⑧)

<基本的な考え方>

- 各府省と連携し、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の更なる充実を図った上で、定期的実施し、その結果をホームページに掲載するとともに、府省間の情報共有の充実を図る。また、業務統計を作成する府省においては、原則として当該統計をホームページ等で公表するとともに、利用者のニーズを踏まえつつ、提供情報の充実に努める。(総務省、各府省)
- 行政記録情報の活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に平成30年度から本格的に研究を行う。(内閣府、財務省)
- 統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討を推進する。行政記録情報等の統計作成への活用の推進に当たっては、平成30年度以降、総務省において、報告者の同意を得た上での行政記録情報の転用事例、企業等内の既存データの提供を求める事例等を把握し、報告者側の実態や意見も勘案しつつ、各府省への展開を図るとともに、把握した課題については、統計委員会において、報告者・作成者の双方の見解の把握を通じた具体的な検討・研究を行うことで、順次、個別に解決を図る。(総務省、各府省)

備考(留意点等)

—

**基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ**

審議テーマ	統計改革の基本方針の取組方針
第3-1(1) 行政記録情報等及びビッグデータの活用 イ ビッグデータ等の活用	① ビッグデータを活用した経済指標等の開発にあたっては、景気動向把握の向上に資するよう考慮するとともに、既存統計で把握できていない経済活動の把握に努める。(関連府省) ② ビッグデータを用いた新たな景気動向把握のための指標として、POSデータをきめ細かく分析に利用する手法の開発に向けた検討を行う。(内閣府) ③ 物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けて、調査機関と連携して研究を進める。(内閣府) ④ ビッグデータの各府省での活用状況や企業等からのデータ提供のあり方、データの品質の確保、専門人材の育成等について、統計委員会において定期的に情報交換を行い、各府省において効率的な活用に努める。(統計委員会、各府省)
	<b>統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目</b>
	⑤ 統計委員会が、EBPM推進委員会、各府省、地方自治体、民間等からの提案に基づき、利活用上の課題のある各種データの利活用について、専門技術を有する委員等及び関係者による協議会を設け、必要に応じて統計研究研修所やICTの専門家等の協力も得つつ、集中的に課題に対応するパイロット的な枠組を設けることとし、その具体的な内容について、年内を目途に結論を得るとともに、必要な制度・運用ルールの整備を行う。 ⑥ 総務省は、上記⑥に掲げる取組の状況を踏まえつつ、地方自治体・民間が保有する各種データへのアクセス・保護・利活用の在り方全般について、そのデータの性質等の違いも考慮しつつ、制度・運用面から検討する。
	<b>現行基本計画の該当項目</b>
<b>これまでの統計委員会の意見</b>	⑦ 国際的な動向も踏まえつつ、統計データとビッグデータを相互に結び付け、活用することについて研究を進める。 <平成27年度統計法施行状況に関する審議結果(平成28年度下半期審議分)> 3-1(1) ビッグデータの活用に向けた取組 ・横断的課題検討部会において、行政機関におけるビッグデータの研究や活用の状況について報告を受け、今後の活用に向け情報の共有を図るとされている。このため、先行的に検討が進んでいる内閣府、総務省統計局及び経済産業省から活用状況、活用構想などの説明を受け、情報共有を図った。また、各府省でビッグデータの研究や活用が進展する中で、同一データを複数の府省で活用することが想定され、その際の政府内における調整について統計委員会が行う必要があるとの見解を示した。

<p><b>各種研究会等での指摘</b></p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p><b>担当府省の取組状況の概要</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オープンデータを利用しやすくする取組として、オープンデータの国際的な評価指標である「5スターオープンデータ」による公開レベルの最高ランクであるLOD形式で統計データ等を提供することについて検討を進め、平成27年度には、福井県、福井県内全市町及び独立行政法人統計センターと連携して、統計データをLOD形式で提供する「オープンデータモデル事業」を実施し、国勢調査や経済センサスなど7統計の一部の統計データについて、LOD形式の統計データ（統計LOD）を作成し、平成28年6月30日にe-Statより提供を開始した。また、本モデル事業の成果及び検討結果を踏まえ、平成28年度は、社会・人口統計体系、27年国勢調査の統計LODデータ拡充を行うとともに、統計LODデータを作成する際の考え方をまとめた手引書を作成した。【総務省】(⑦)</li> <li>○ 統計データ・ビッグデータを活用する能力の高い人材育成を図るため、パソコン等でデータの活用方法や統計に関する知識を学べる日本政府初のMOOC講座である「データサイエンス・オンライン講座」及び統計力向上サイト「データサイエンス・スクール」について、コンテンツの拡充を進めた。【総務省】(⑦)</li> <li>○ 委託事業として「平成27年度ビッグデータとその解析技術を活用した新指標の開発事業」を行い、「平成28年度IoT推進のための新産業モデル創出基盤整備事業（ビッグデータを活用した新指標開発事業）」においては、小売業のうち「家電」分野に限定してPOSデータを調達し、既存の政府統計（商業動態統計調査（家電大型専門店））を代替・補完し得る新指標の開発に加え、POSやSNS等のビッグデータ及び政府統計データ等を連携させた、より付加価値の高い新指標の開発等の実証を先行的に実施した。さらに「平成28年度2次補正「IoTを活用した新ビジネス創出推進事業（ビッグデータを活用した新指標開発事業）」に着手した。 平成29年度は、「POS家電量販店動向指標」、「SNS×AI 景況感指数」、「SNS×AI 鉱工業生産予測指数」を開発、7月19日に試験公開・意見募集サイト（BigData-STATS）を開設、試験公表を開始した。併せて、「スーパー」、「コンビニ」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」分野のPOSデータを用いた、より精度の高い新指標の開発等を行う。【経済産業省】(⑦)</li> <li>○ POSデータを用いた景気動向把握の取組について、3月21日の基本計画部会・横断的課題検討部会（合同部会）において中間報告した。また、同年7月に「POSデータを用いた経済分析の試みー小売価格と景気動向との関係性の検証ー」をテーマに経済財政分析ディスカッション・ペーパーを公表した。【内閣府】(②)</li> </ul>
<p><b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 報告者の負担を軽減しつつ、景気動向のより的確な把握や新たな経済指標の開発等の実現を図るためには、POSデータや物流データ等のビッグデータの活用に向けた具体的な研究を加速することが必要である。(①～③、⑥～⑦)</li> <li>○ ビッグデータの活用を推進するためには、各府省の取組状況を統計委員会を中心に共有することが必要である。また、統計データ・ビッグデータを活用する人材育成の実施・充実を図ることも重要と考えられるが、「統計リテラシーの向上」の取組として整理する。(④、⑦)</li> </ul>

	<p>○ 各府省と地方公共団体・民間等の間における各種データの相互利活用については、優先度が高いデータを中心に、関係府省、有識者、関係団体等による各種の課題解決に向け個別的・集中的に検討するための協議の場を設けるべきである (⑥)</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>○ ビッグデータを用いた新たな景気動向の把握のため、POSデータをきめ細かく分析に利用する手法の開発に向けた検討を行う。また、物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けて、調査機関と連携して研究を進める。(内閣府)</p> <p>○ ビッグデータを活用した経済指標の開発に当たっては、景気動向把握の向上に資するよう考慮するとともに、POSデータ、人流データ、SNSデータ等を用いて、既存統計で把握できていない経済活動の把握に努める。また、各府省におけるビッグデータの効率的な活用を推進するため、取組状況や企業等からのデータ提供のあり方、データの品質確保、専門人材の育成等について、統計委員会を中心に定期的な情報共有を図る。(総務省、関係府省)</p> <p>○ 統計委員会・総務省は、POSデータ、人流データ、SNSデータなど民間データの活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等(官の保有するものを含む。)を選定して、各府省の協力により集中的に協議することにより、利活用上の各種課題の解決や、ベストプラクティス等を積み上げて公表するための産官学連携による会議を平成30年度から開催し、<u>データの保護や取得等の状況にも留意しつつ</u>、各府省と地方公共団体・民間の間における<u>統計的分析や統計作成目的による</u>データ等の相互利活用を推進する。(総務省、各府省)</p> <p>○ 総務省は、ビッグデータの<u>統計的分析や統計作成目的での</u>利活用を推進するため、平成30年度から、各府省におけるビッグデータの統計への活用実態を把握するとともに、可能な限り地方公共団体・民間における国の統計データやビッグデータ等の効果的な利用状況の把握に努め、定期的にこれらの情報を各府省に提供することで各府省による利活用の横展開を促すとともに、上記の会議に報告する。(総務省、各府省)</p>
<p><b>備考(留意点等)</b></p>	<p>本課題に関連しては、統計改革推進会議最終取りまとめにおいて、「地方自治体・民間が保有するデータの利活用のための仕組み」の一環として、地方公共団体や民間(公的性格を有する法人を含む。)が保有する各種データを用いることがEBPMの推進や正確で効率的な統計の作成、被調査者の負担軽減に寄与すると認められる場合には、各府省においてこれらのデータを利活用できるようにすることが有用であり、統計関係法制の見直しと併せて、必要な制度・運用ルールの整備を検討するよう求められている。</p>

**基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ**

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
第3-1(2) オンライン調査の推進	① オンライン調査の導入早期化及び利用率向上と、これを促進するための調査システムの利便性の向上、スマホ・タブレットへの対応等の推進。
	<b>現行基本計画の該当項目</b>
	② 所管府省におけるオンライン調査の導入に関する検討状況については、総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議において確認する。 ③ 統計調査の実実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討する。(平成26年度から実施する。) ④ オンライン調査を推進するため、各府省と連携して、オンライン調査の導入状況や課題等に係る情報を共有する場を設置し、各府省の取組を支援する。(平成26年度から実施する。) ⑤ 政府統計オンライン調査総合窓口の機能の改善・拡充等を検討するとともに、パソコン以外のモバイル機器の利用も可能とするなどのICTの普及状況に伴う対応についても検討する。(平成27年度末までに結論を得る。)
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	② 統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、所管府省におけるオンライン調査の導入に関する検討状況を確認している。また、統計法施行状況に関する審議(未諮問基幹統計確認関連分)においても各未諮問基幹統計におけるオンライン調査の導入に関する審議を行った。 ①③ 各府省においては、統計調査の実実施計画を企画する際、オンライン調査の推進に向けて検討している。 ①④ 各府省と連携してオンライン調査の導入状況や課題等に係る情報を共有する場として、平成26年4月に関係府省の課長級を構成員とした「オンライン調査推進会議」を設置し、同会議の下、関係府省の担当者級を構成員とした「オンライン調査の推進に関するワーキンググループ」を設置した。また、各府省のオンライン調査推進の取組を支援するため、「オンライン調査の推進に関する行動指針」(平成27年4月オンライン調査推進会議申合せ)を策定するとともに、行動指針に基づく各府省の取組状況についてフォローアップ調査等を行った。

	<p>①⑤ 政府統計オンライン調査総合窓口については、検討の結果、平成30年1月のシステム更改において大規模改修を行い、それまでは機能強化を中心とした改善を行うこととした。平成27年度には、ログインの際の確認コードの制限の緩和など機能を改善するとともに、パソコン以外のモバイル機器携帯型端末で回答が可能となるよう政府統計オンライン総合窓口を、画面サイズに応じて表示できる方式への対応を行い、平成28年6月からサービス提供を開始した。</p> <p>さらに、ICTの普及状況に伴う対応については、モバイル機器で回答できる電子調査票の作成についての検討を進め、27年度にモバイル機器で回答できるHTML形式の電子調査票が作成できるHTML電子調査票作成支援ツールを開発し、平成28年6月より提供開始した。【総務省】</p> <p>平成27年度に実施した特定非営利活動法人に関する実態調査及び市民の社会貢献に関する実態調査では、オンライン調査のホームページについて、回答者の利便性の観点から、タブレット端末・スマートフォンに対応した仕様とし、特に市民の社会貢献に関する実態調査では、督促のハガキにQRコードを記載した。【内閣府】</p> <p>能力開発基本調査では、平成26年度からオンライン回答の方法としてパソコンに加え、新たにスマートフォン及びタブレットによる回答ができるように設定し、実施している。さらに、平成28年度調査ではQRコードを依頼状や「オンライン回答の手引」に記載した。また、社会保障・人口問題基本調査（人口移動調査）では、平成28年度実施の調査で、オンラインでの回答を導入したが、パソコン、タブレット及びスマートフォンで回答できるようにした。【厚生労働省】</p> <p>大都市交通センサスについて、スマートフォンやタブレット端末での回答を可能とした対応を行った。【国土交通省】</p>
<p><b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</b></p>	<p>○ 統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、オンライン調査は、調査票提出のしやすさという観点から報告者の負担軽減・利便性の向上を図る取組であり、回収率の向上・正確性の確保への寄与等のほか、統計調査業務の効率化や公表の早期化等の効果も期待される。また、現行基本計画に掲げられた、①総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に際しての確認、②取組の基盤となる「オンライン調査の推進に関する行動指針」の策定や、モバイル機器携帯型端末も利用可能な「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充、③各府省との情報共有・各府省の取組への支援等については、いずれも一定の成果をあげていると評価できるものの、取組の趣旨や必要性等について、本文を中心に記載することにより、オンライン調査の導入・充実を引き続き政府一体となって推進することが必要である。（①、②、③、④、⑤）</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>○ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」に基づき、統計調査の企画に当たっては、オンライン調査の導入を検討するとともに、導入後も、モバイル機器携帯型端末の活用を含めた改善や回答率の向上を図る。（各府省）</p> <p>○ ICTの普及状況を踏まえつつ、「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充等を推進する。（総務省）</p>
<p><b>備考（留意点等）</b></p>	<p>—</p>

**基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ**

審議テーマ	統計改革の基本方針の取組方針
<p>第3-1(3) 報告者の負担軽減・統計ニーズの把握</p>	<p>① 政策立案者、研究者、民間エコノミスト等の定期的な意見交換の場を設置する。</p> <p>② 利用者の視点からの改善提案の組織的収集・反映の仕組みを構築する。</p>
	<p align="center"><b>統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目</b></p>
	<p>③ 本年度から、EBPM推進委員会において、提案募集と対応案の公表、対応状況のフォローアップ等を開始。統計委員会 はこれに協力。</p> <p>④ 各府省は、統計調査の設計に当たっては、府省内外の政策部門やユーザーの意見を求めることなどにより、ユーザーのニ ーズを反映することとし、統計委員会及び総務省は、統計調査の承認手続の機会も活用し、毎年、その状況のフォローアッ プを行う。</p> <p>⑤ 本年度から統計委員会において、報告者の声の募集と対応案の公表、対応状況のフォローアップ等を開始する。その際、 各府省が行っている各種調査・アンケート等に対する報告者の負担の声の把握等も併せて行う。</p> <p>⑥ 統計調査の設計に当たっては、事業者との協働による調査設計を行う、報告者の声を求めるなどにより、報告者の負担軽 減を図ることとし、統計委員会が、毎年、その状況のフォローアップを行う。</p> <p>⑦ 各府省で統計調査や各種調査・アンケート等を新たに行おうとする者は、その設計等に先立って、求めるデータの有無や 所在を、自府省のEBPM推進統括官に確認する。また、総務省は、各府省が統計調査を行う際に行っている審査におい て、当該府省のEBPM推進統括官とも連携し、上記の確認の結果も活用することにより、審査を簡素化・迅速化する。</p> <p>⑧ 総務省は、統計調査に対する報告者が地方自治体、独立行政法人等や民間による各種調査との間の重複等も負担と感じて いることに留意し、このような重複等の取扱いを各府省任せとすることなく、統計委員会とも連携して、各府省、地方自治 体、独立行政法人等や民間との間の議論や調整を促進する。</p>
	<p align="center"><b>現行基本計画の該当項目</b></p>
	<p>⑨ 統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会については、報告者、地方公共団体及び政策部局にも対象を拡大するとと もに、掘り下げた検討結果を府省横断的な統計等の整備・改善の審議等に活用するなど、一層の活性化を図る。（平成26年 度から実施する。）</p>

	<p>⑩ 報告者の利便性の向上等にも配慮し、統計ニーズに係るアンケート調査の内容等を見直す。また、各府省が個別に把握している所管統計の改善や統計データの提供に係る統計ニーズの情報共有を図るなど、府省間の連携を強化する。（各府省 平成26年度から実施する。）</p>
<p><b>これまでの統計委員会の意見</b></p>	<p>〈就業構造基本調査の変更に係る部会審議を踏まえたメモ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長期の周期で行われる調査では調査項目の継続性が重要である一方、そのときどきの政策ニーズに応じた、新たな調査項目の選定も同等に重要である。調査実施者においては、特定の調査項目の追加/削除や調査全体とのバランスを検討するにあたり、その時代の政策議論を踏まえ、そこでのニーズの把握に対して積極的に取り組む必要がある。</li> <li>○ 調査結果の集計にあたっては、時系列変化を把握できるようこれまでの枠組みを踏襲するだけでなく、その時代の政策議論に基づく新たな集計表の作成についても積極的に検討すべきである。調査実施者は、集計表の検討に当たり専門家による調査研究成果を参照するなど、より幅広く、調査結果を積極的に社会に還元することに留意する必要がある。</li> </ul>
<p><b>各種研究会等での指摘</b></p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p><b>担当府省の取組状況の概要</b></p>	<p>①⑨ 統計精度向上に係る審議に活用するため、平成28年11月にエコノミストから意見を聴取するとともに、29年2月に有識者との意見交換会を開催した。【総務省（統計委員会担当室）】</p> <p>②③⑤⑩ 「統計ニーズの的確な把握の枠組み」（平成26年3月25日統計データの有効活用に関する検討会議了承）に基づき、統計一般に関するニーズ把握について、平成26年度以降、テーマの設定や実施期間の集中化等により、広報活動の重点化を図った。</p> <p>また、今般の統計改革の検討に活用するため、平成29年2月から3月にかけて「統計ユーザーのニーズに関する調査」及び「統計調査の負担感・重複感の実態に関する調査」を実施し、5月12日に開催された統計改革推進会議第9回コア幹事会で調査結果を報告するとともに、8月24日に開催された統計委員会基本計画部会において、個別統計への意見、要望とそれに関する対応方針を報告した。</p>
<p><b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計委員会は、統計利用者等との意見交換会について、民間エコノミスト等に対象を拡大するとともに、その結果を統計法施行状況報告の審議や基幹統計・基幹統計調査の個別諮問審議等に活用していることは評価できる。一方で、統計ニーズを一層的に把握し、統計委員会における審議に活用する観点から、ユーザーのニーズ及び報告者の声の把握に係る仕組みに統合することに向け、具体的な検討・取組を推進することを本文に記載する必要がある。（①、⑨）</li> <li>○ 総務省は、「統計ニーズの的確な把握の枠組み」に基づく統計ニーズの把握や情報共有等の実施、「統計ユーザーのニーズに関する調査」や「統計調査の負担感・重複感の実態に関する調査」の実施に取り組んでいることは評価できる。一方で、経常的にユーザーのニーズ及び報告者の声を把握し、その対応方針の公表や対応状況のフォローアップを行う必要がある。また、報告者の声の把握に当たっては、統計調査の報告者が地方公共団体、独立行政法人等や民間による各種調査との間の重複等も負担と感じていることに留意し、各府省、地方公共団体、独立行政法人等</li> </ul>

	<p>や民間が行っている各種調査との間の議論や調整を促進する観点も必要である。(②、③、⑤、⑧、⑩)</p> <p>○ 各府省は、統計調査の設計に当たって、府省内外の政策部門やユーザーの意見、報告者の声を把握して、それらを調査項目の選定や集計表の作成・提供等に反映させることが必要である。また、統計委員会及び総務省は、統計調査の承認審議や承認申請手続等も活用しつつ、毎年、その状況をフォローアップし、各府省の取組を推進することを、本文に記載する必要がある。さらに、承認手続等における審査については、当該府省の政策立案過程総括審議官(仮称。以下同じ)が行った、データの有無や所在の確認結果も活用することにより、簡素化・迅速化することを本文に記載する必要がある。(④、⑥、⑦)</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>○ E B P M推進委員会が実施するユーザーのニーズの提案募集の取組と連携しつつ、統計作成に関する報告者の負担等に関する声(提案)を経常的に募集する。また、当該募集により把握した提案や統計調査の実施に当たり収集したユーザーのニーズや報告者の声(提案)について、各府省と連携して対応方策を作成・公表するとともに、統計委員会を中心に毎年定期的に、その対応状況のフォローアップを実施する。なお、地方公共団体、独立行政法人等や民間による各種調査やアンケート調査等との重複等に係る内容については、必要に応じて総務省において、統計委員会の意見も踏まえつつ当該関係者への情報提供や連絡等を行う。(総務省、各府省)</p> <p>○ 所管統計調査の設計に当たっては、府省内外のユーザーのニーズ、報告者の声を別途把握するとともに、これまでに募集・把握したユーザーのニーズや報告者の声も踏まえることにより、報告者の負担軽減やユーザーニーズへの的確な対応を図ることに加え、各府省の政策立案過程総括審議官に、必要なデータの有無や所在を確認し、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化を図る。(各府省)</p>
備考(留意点等)	—

**基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ**

審議テーマ	統計改革の基本方針の取組方針
第3-2(1) 統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上	<地域区分のあり方> ① 2018年1月運用開始予定の次期政府統計共同利用システムの改修において、e-Statの統計情報データベースに登録されている統計調査の都道府県別データについて、主要な地方ブロック別にデータを取得する機能を追加
	<p align="center"><b>統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目</b></p>
	② 各府省統計間で異なっている地域区分について、比較・再集計可能性を、ユーザーニーズを踏まえつつ、着実に向上。
	<p align="center"><b>現行基本計画の該当項目</b></p> ③ 統計基準については、今後とも、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、設定又は改定からおおむね5年後を目途に、改定の必要性について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。 ④ 各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分（年齢や事業所規模等）の現状を整理した上で、標準的な表章区分の在り方について検討する。（平成29年度末までに結論を得る。）
<b>これまでの統計委員会の意見</b>	—
<b>各種研究会等での指摘</b>	—
<b>担当府省の取組状況の概要</b>	① 地方ブロック区分の標準化に向けた当面の措置として、2018年1月運用開始予定の次期政府統計共同利用システムの改修において、e-Statの統計情報データベースに登録されている統計調査の都道府県別データについて、主要な地方ブロック別にデータを取得する機能を追加する予定。（総務省） ② 地方ブロック区分の標準化については、基幹統計における表章の現状等を踏まえ、標準化の実現可能性も含め、その在り方について検討を行っているところ。（総務省） ③ 統計改革推進会議の最終取りまとめを踏まえて、日本標準産業分類の見直しを行う予定。（総務省） ④ 基幹統計における表章区分の現状の整理結果を踏まえ、標準的な表章区分の在り方について検討を行っているところ。（総務省）

<p><b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計における地域区分の比較・再集計可能性の向上については、平成 30 年 1 月運用開始予定の次期政府統計共同利用システムの改修において、e - S t a t の統計情報データベースに登録されている統計調査の都道府県別データについて、主要な地方ブロック別にデータを取得する機能を追加する予定とされており、当該機能追加によりその比較・再集計可能性が向上するものと評価できる。一方で、更なる統計の比較可能性の向上については基幹統計における表章区分の現状は、統計の目的や調査実施府省の出先機関など施策立案のために必要な地域ブロックになっていることを踏まえると、一律に表章区分の標準化を図ることは、施策立案に必要な結果が得られないなどの結果利用面からの課題がある。また、標本数や標本設計は、現在の表章区分で精度が確保できるように設計されていることから、その見直しが生じるおそれがあるなど精度面での課題も考えられる。これらの課題に留意しつつ、基幹統計を中心とした結果表章における地域ブロック区分の比較可能性の向上に向けて、引き続き標準的な地域区分の在り方について検討を進める必要がある。(①、②)</li> <li>○ 既存の統計基準については、引き続き、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ不断の検討・検証を行う。特に、日本標準産業分類は平成 35 年度の見直しに向けて検討を進め、その検討と併せて、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関し日本標準産業分類における取扱いを整理する必要がある。(⑤)</li> <li>○ 年齢や事業所規模等について、基幹統計における表章区分の現状の整理結果を踏まえると、調査の目的や標本数、調査事項の設定方法などから、一律に表章区分の標準化を図ることは精度面、結果利用面からの課題があるものの、統計間の比較可能性を向上させることは重要である。このため、更なる現状把握などを行いつつ、基幹統計を中心とした標準的な表章区分の在り方について検討を進める必要がある。(⑥)</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計間の比較可能性や再集計機能の向上を図るため、各府省と連携し、地域ブロックの結果表章に係る標準的な区分の在り方について検討を進め平成 30 年度中に結論を得るとともに、年齢、事業所規模などの結果表章に係る標準的な区分の在り方についても、現状の更なる精査を行った上で検討を進め、平成 31 年度から順次結論を得る。また、各府省は、調査の特性や精度に留意しつつ、この結論に則った対応に努める。(総務省、各府省)</li> <li>○ 平成 35 年度の日本標準産業分類の次期改定と併せて、法人番号と事業所母集団データベースとの照合により追加される企業の確認結果や、企業等の活動実態や実査可能性等を踏まえつつ、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する日本標準産業分類上の整理に取り組む。(総務省)</li> </ul>
<p><b>備考(留意点等)</b></p>	<p style="text-align: center;">—</p>

**基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ**

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
第3-2(2) 民間委託された統計調査の 品質確保・向上	① 民間委託された統計調査の品質確保・向上のため、事業者に関する資格制度の活用や、入札方法の工夫、確保すべき統計の品質目標の達成の徹底等を推進する。このため、総務省は、各府省における総合評価落札方式や複数年契約の実情や効果、入札における認証制度等の取扱い、民間委託への切替えが成功した事例や失敗した事例、各府省における進捗管理や仕様書に係る効果的な取組等を早急に把握して統計委員会に報告するとともに、把握した結果を、新たな公的統計基本計画の検討において活用し、反映する。
	<p align="center"><b>現行基本計画の該当項目</b></p> ② 民間事業者の活用については、調査業務の負担軽減及び効率化を図ることを共通認識として、これまでの取組の更なる定着促進を図る。 ③ 民間事業者に委託する際の仕様書の改善を図ることで、よりの確な民間事業者の活用を図るため、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」におけるプロセス保証の導入状況を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。（平成28年度末までに結論を得る。）
<b>これまでの統計委員会の意見</b>	<p>〈平成26年度統計法施行状況に関する審議結果〉(7統計リソースの確保・有効活用について)</p> <p>我が国の厳しい行財政状況においては、統計リソースの確保は極めて難しい課題であるが、統計職員数の削減は、公的統計の品質という面からも大きな懸念材料となる。</p> <p>また、統計リソースが厳しさを増す現状の下においては、今後も民間事業者の能力を効果的かつ適切に活用することが必要である。ただし、公的統計の作成・提供に必要な専門性・中立性や、公的統計に対する国民の信頼を維持するためには、企画立案等の中核的な業務等は各府省が責任をもって行うことが必要である。さらに、国政の運営に大きな影響を及ぼす統計調査に係る民間事業者の活用については慎重に検討することが必要である。一方で、統計調査に精通した民間事業者の育成や、官民を越えて統計を支える基盤を築いていくことも重要である。</p> <p>〈商業動態統計調査の変更について〉(今後の課題)</p> <p>経済産業省は、丙調査及び丁調査に係る民間委託に伴い予定している取組の対応状況及び影響について、結果精度の維持及び回収率確保の観点から、検証を行った上で、必要に応じて、その改善を図る。</p> <p>〈経済産業省生産動態統計調査の変更に係る審議を踏まえた部会長メモ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実地調査の民間委託に関しては、実際に統計の品質がどのように維持・向上されるかについて実施段階でのプロセス管理等に大きく依存することから、調査計画だけから適否を判断するには限界がある。このため、今回回答では、民間委託の効果や影響に関する事後的な検</li> </ul>

	証を求めている。今後とも、変更計画に関する検討だけでなく、事後的な検証を求めることも必要であると考え。
<b>各種研究会等での指摘</b>	—
<b>担当府省の取組状況の概要</b>	<p>① 総務省が平成29年6～7月に実施した、事業者の履行能力の把握のための情報収集では、業者の質に対する評価において、最低価格落札方式には「不満足」との回答がある一方、総合評価落札方式には「不満足」との回答がないことから、総合評価落札方式には公的統計の品質確保に一定の効果があるものと考えられる。また、当該情報収集を受けて実施した、各府省ヒアリングでは、民間事業者の育成や、裾野の拡大を促すためには、複数年契約の導入により継続的な業務の履行を可能とすることが効果的と考えられるが、公共サービス改革法の対象でない調査では、複数年契約が難しいとの意見があった。なお、情報収集の結果、プライバシーマークを入札要件又は加点項目としている例は、4割強となっているが、ISO9001及び同20252を入札要件としている割合はそれぞれ2割弱・1割弱にとどまっている。</p> <p>② 平成28年度に実施した統計調査に係る事務については、248統計調査中204統計調査（全体の82.3%）において、何らかの事務を民間事業者に委託している一方で、企画事務を委託している例も12統計調査（全体の4.8%）みられる。（※共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。）</p> <p>③ 関係府省では、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」にプロセス保証（統計調査の実施過程に係る質の評価）の考え方を導入するため、民間事業者・団体等との情報交換等も踏まえつつ、その具体的な内容を一体となって検討し、当該ガイドラインを平成29年3月3日に改定するなど、よりの確な民間事業者の活用に取り組んでいる。</p>
<b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</b>	<p>○ 公的統計を効率的に作成し、有用性の高い統計を適時に提供するためには、限られた統計リソースを、調査の企画・分析等の中核的な業務や、国政の運営に大きな影響を及ぼす統計調査に集中的に投入することが必要となっている。このため、関係府省は、民間事業者を一層効果的かつ適切に活用することに向け、一体となって、統計調査に精通した民間事業者の育成や、官民を越えて統計を支える基盤を築いていくとともに、郵送による調査業務や照会対応業務等民間事業者が優れたノウハウ等を持つ業務について積極的に民間事業者を活用することが重要である。以上を、民間事業者の活用についての共通認識として、本文に記載する必要がある。（②）</p> <p>○ また、民間委託された統計調査の更なる品質確保・向上のためには、事業者の履行能力の把握のための情報収集や、民間委託に係る各府省ヒアリングにおいて、統計調査の品質の確保・向上に有効とされた、総合評価落札方式や複数年契約の推進を図るとともに、民間委託におけるベストプラクティス事例等を各府省で共有する必要がある。（①）</p> <p>○ 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」については、プロセス保証の考え方を導入したことは評価できるものの、今後、各府省において、同ガイドラインに基づく仕様書の見直しや、プロセス管理の実現に取り組むとともに、民間委託された業務の事後的な検証を含めた情報共有を通じ、更なる品質の確保・向上を図る必要がある。（③）</p>

	<p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、委託業務仕様書の見直しや、プロセス管理の徹底を図るとともに、事後的な検証を含めた情報共有を通じ、民間委託された業務の更なる品質確保・向上に着実に取り組む。（各府省）</li> <li>○ 統計調査の民間委託について、関係府省の協力を得て、複数年契約の推進等について検討するとともに、民間委託におけるベストプラクティス事例等を取りまとめ、情報を共有する。（総務省）</li> </ul>
<p><b>備考(留意点等)</b></p>	<p style="text-align: center;">—</p>

**基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ**

審議テーマ	統計改革の基本方針の取組方針
<p>第3-2 (3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援</p>	<p>&lt;ビッグデータ活用に関する環境・体制整備等の課題&gt;                      ① 匿名化などの適切なデータの補正、データ保管・利用に関する信頼性の確保、データの品質確保などについて、関係府省に対して技術的な支援を行う。(総務省)</p> <p>&lt;統計委員会の機能の発揮・充実強化&gt;                      ② シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測などの研究課題を審議するとともに、研究機能を強化する。</p> <p>&lt;統計人材育成・各府省の支援&gt;                      ③ 総務省は、ビッグデータの利用等の高度な統計技術の研究開発を行うとともに、各府省への支援を強化する。</p>
	<p align="center"><b>統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目</b></p>
	<p>④ 統計調査員でなければならない調査業務にそのリソースを集中させる。このため、総務省は、時々の技術動向を踏まえつつ、情報収集方法の高度化に関する研究を継続的に行う一方、リソース集中の弊害が生じないように、マルチモードの調査(調査員への回答以外に郵送・オンラインによる回答を選択できる調査)における精度等の確保に関する研究を行う。</p>
	<p align="center"><b>現行基本計画の該当項目</b></p> <p>⑤ 各府省と連携して、研究開発の成果を共有できる仕組みを構築し、各府省の研究開発を支援する。(平成26年度から実施する)</p>
<p><b>これまでの統計委員会の意見</b></p>	<p>&lt;国民経済計算体系的整備部会における審議の中間取りまとめ&gt;</p> <p>○ 統計委員会は、シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測など研究課題について、その研究成果を踏まえ、実用化に向けた方法を検討。</p>
<p><b>各種研究会等での指摘</b></p>	<p align="center">—</p>
<p><b>担当府省の取組状況の概要</b></p>	<p>③ 総務省は、平成29年度に統計研修所の研究体制の整備及び研究機能の拡充を行い、名称を「統計研究研修所」に変更した。具体的には新規情報活用技術研究官、統計技術向上支援課、研究開発課を新たに設置した。</p>

	<p>平成 29 年度は、国土交通省から依頼を受け、建築着工統計調査（補正調査）の標本設計に関する検証し、統計技術に関する情報の提供を行う。また、ビッグデータを活用した新たな消費指標の開発に資するため、データの特性の把握、バイアス補正の方法の検討等を行っている。</p> <p>平成 30 年度以降も引き続き、各府省における統計の作成、企画等の支援を行うとともに、ビッグデータの利用等の高度な統計技術の研究開発を行う。</p> <p>⑤ 各府省が実施した調査研究の結果について、平成26年12月に開設した「各府省統計研究情報フォーラム」（政府共通インフォメーションボード）へ掲載し、共有・蓄積を行った。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<p>○ <u>総務省は、各府省における研究成果等の情報共有を継続・充実するとともに、各府省におけるビッグデータ等の活用を推進するため、匿名化などの適切なデータの補正、データ保管・利用に関する信頼性の確保、データの品質確保などに関するについて、各府省に対して技術的な支援を強化する行う必要がある。また、統計委員会は、各府省における調査研究について、必要に応じて技術的な支援・助言を行う仕組みを検討し、早期に取り組みを開始することを、本文に記載する必要がある。</u>（①、⑤）</p> <p>○ 統計委員会におけるシェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測などの研究については、<u>基本計画部会国民経済計算体系的整備部会</u>で審議<u>予定済み</u>。（②）</p> <p>○ 統計研究研修所においては、国土交通省から依頼を受け建築着工統計調査（補正調査）の標本設計に関する検証やビッグデータを活用した新たな消費指標の開発に資するため、データの特性の把握、バイアス補正の方法の検討等を行うなど、各府省の統計業務への支援を行っていることは評価できる。<u>おり、今後とも、各府省への支援を強化するため、今後も継続して取組の充実を図るいく必要がある。</u>（③）</p> <p>○ <u>総務省は、時々々の技術動向を踏まえつつ、継続的に情報収集方法の高度化に関する研究に取り組む中で継続的に行う一方、統計調査員業務の重点化リソースの集中を推進するための確に行えるよう、無作為抽出により行った調査員調査による結果とモニター調査など別の手法により行った統計調査の結果調査員調査により行った統計調査と調査員調査以外の手法で行った統計調査との統合推計など、新たな分野の研究を推進すめる必要がある。</u>（④）</p> <p><del>○ 研究成果の共有の仕組みは構築されていることから、今後は、その取組の継続・強化を図っていく必要がある。</del>（⑤）</p> <p>○ <u>各府省は、より高度な統計技術の研究を推進するため行うに当たり、各府省は、大学や等の外部の研究機関等との共同研究等を通じて行うなど、積極的に外部その知見を活用することを本文に記述する必要がある。</u></p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>○ 「各府省統計研究情報フォーラム」（政府共通インフォメーションボード）<u>等</u>を活用した<u>情報共有について、各府省におけるが実施する予定の調査研究の実施予定も対象にするなど、統計委員会を中心に取組の充実・強化情報共有を図るとともに、各府省が調査研究を行うに当たり統計委員会に支援又は助言を求めることができる取組を早期に開始する。</u>（総務省）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計研究研修所において、各府省及び地方公共団体からの<u>ニーズを踏まえ依頼を受け、引き続き統計技術的な課題解決に向けたの研究に取り組むを行うとともに、当該その研究成果内容を統計業務に活用することによなど、統計技術的な課題解決に当たり、各府省及び地方公共団体をに必要な支援するを引き続き行う。</u>(総務省)</li> <li>○ <del>各府省におけるビッグデータの活用を推進するため、</del>統計研究研修所において、ビッグデータの特性把握や偏り是正等ビッグデータの利用に関する高度な統計技術の研究開発に引き続き<u>取り組む行う。</u>また、<del>引き続き、</del>匿名化などの適切なデータの補正、データ保管・利用に関する信頼性の確保、データの品質確保などについて、各府省に<u>対するして技術的な支援の充実に努めるを行う</u>とともに、ビッグデータの分析事例や活用事例に関する研修を実施する。(総務省)</li> <li>○ 時々の技術動向を踏まえつつ、情報収集方法の高度化に関する研究に<u>引き続き取り組む中でを継続的に行う一方、統計調査員のリソースの集中を的確に行えるよう、無作為抽出により行った調査員調査による結果とモニター調査など別の手法により行った統計調査の結果と</u>り行った統計調査と調査員調査以外との手法で行った統計調査の統合推計などの研究を進め、<u>統計調査員業務の重点化に活用する。</u>(総務省)</li> </ul>
備考(留意点等)	—

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
第3-2(4) 統計棚卸し・品質管理の推進等 イ 品質管理の推進等	① 統計の品質保証活動に関する取組状況、効果的かつ効率的実践手法等の情報共有を通じ、自己評価の計画的な推進、評価結果の公表等に関する取組を強化する。(平成26年度から実施する。) ② 国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。(平成27年度末までに実施する。)
<b>これまでの統計委員会の意見</b>	<p>&lt;平成26年度統計法施行状況に関する審議結果(未諮問基幹統計確認関連分)&gt;(5 横断的な課題への対応)</p> <p>(3) 統計作成過程の見える化の推進(情報提供の充実・強化)                      個々の統計調査の結果を解釈するためには、回収率や標本誤差などの統計調査の実施状況や特性のみならず、欠測値や外れ値処理、母集団推定における統計的手法を用いた作成プロセスについて理解することは、極めて重要である。                      しかしながら、今回の審議で、これらの情報が十分に提供されていない事例や、提供されていても利用者にとって内容が分かりにくい事例、さらには、精度検証や母集団推定方法に関する研究を行っていないながら、情報が開示されていない事例があることが明らかになった。したがって、公的統計への理解と活用を一層推進するためには、こうした作成過程の透明化を進めることが重要である。                      そのため、抽出方法、調査方法、回収率、標本数等の調査実施状況や集計方法(外れ値の処理方法、欠測値の取扱い等を含む。)の情報開示の充実が必要である。                      また、精度検証や、関連する統計との整合性も考慮した集計値の比較・分析に取り組むとともに、これらの分析結果等の情報開示の充実も必要である。さらに、これらの取組に資するため、地域ごとの意味ある比較を可能とするなど統計間の比較可能性向上に取り組むことが必要である。</p> <p>(5) 統計改善の徹底に向けた体制の整備等                      以上の取組は、各統計に共通する横断的な課題に対応するための取組であり、今後、全ての政府統計において検討し、改善を図っていく必要がある。                      このような統計改善の取組を確実に実現していくためには、今後、継続的に、統計委員会が審議とフォローアップを行うことが重要で、そのために次のア)～エ)のPDCAサイクルを構築する必要がある。                      ア) 統計及び統計制度を所管する総務省は、統計委員会の意見を基に、統計のステークホルダーのニーズを広く把握した上で、対象となる統計の統計精度に関する定期的な検査を計画的に実施し、統計委員会に報告する。                      イ) 統計委員会は、ア)の検査の報告を受け、全府省の協力の下で審議を行い、課題とその課題解決に向けた方針を整理する。                      ウ) 統計作成府省は、統計委員会が整理した課題解決の方針に基づいて、改善に向けた取組を着実かつ計画的に行う。                      エ) 統計委員会は、統計作成府省の改善に向けた取組についての進捗状況のフォローアップを行い、それに基づいて総務省が改善の徹底に向けた取組を更に推し進める。</p>

	<p>〈平成27年度統計法施行状況に関する審議結果（平成28年度下半期審議分）〉（1 統計精度に関する計画的な検査等を行うべき課題）</p> <p>① 標準検査の内容については、主として調査統計を念頭に設計されているが、今後、加工統計や業務統計も検討（チェック）対象とすることを想定して検査（チェック）内容を検討する。</p> <p>② 利便性に着目して「情報の見つけやすさ」、「統計の利用しやすさ」についての検査（チェック）ができないかについて検討する</p> <p>〈国民生活基礎調査の変更について〉（今後の課題）（3）本調査の調査設計等に関する情報提供の充実について</p> <p>厚生労働省のウェブページ上に現在掲載されている情報は、調査の目的、沿革、調査対象、推計方法等であるが、統計利用者等の利便性の観点から改善を図る必要がある。</p> <p>これらの情報は、統計の品質を示す重要な要素となるものであり、本調査結果に対する信頼性を確保する観点からも、本調査が集落抽出法という特徴的な標本設計により実施されていることを踏まえ、以下の事項について、①、②及び③ i) はすみやかに、また、③ ii) 及び④は具体的な工程表に基づき、詳細かつ国民にとって分かり易く公表・提供を行う必要がある。</p> <p>① 抽出方法（抽出率、目標精度等抽出方法の具体的な考え方）</p> <p>② 調査方法等（調査の実施系統、調査手法、調査関係業務の実施スケジュール等）</p> <p>③ 推計方法</p> <p>    i) 推計方法の具体的な考え方及び方法</p> <p>    ii) 推計方法に関する検討状況</p> <p>④ 結果精度に関する情報</p> <p>    i) 地域区分別等の回収率、有効回答率等</p> <p>    ii) 本調査（準備調査結果）と国勢調査の調査対象世帯の属性等の比較状況</p> <p>    iii) 本調査結果と国勢調査の分布の状況</p> <p>⑤ その他本調査結果の利用に資する情報</p> <p>なお、抽出方法に係る情報の公表・提供に当たっては、本調査が採用している集落抽出法による標本設計の考え方や調査対象の選定方法等も含め、詳細かつ国民にとって分かりやすい形で行う必要がある。</p>
<p><b>各種研究会等での指摘</b></p>	<p>—</p>
<p><b>担当府省の取組状況の概要</b></p>	<p>① 「統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するワーキンググループ」において、毎年度、各府省における統計の品質保証活動に関する取組状況等について情報共有を行っているところであり、各府省において、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づいた取り組みが進められている。</p> <p>② 一般社団法人日本品質管理学会における「公的統計調査のプロセス—指針と要求事項」の検討状況を踏まえ、プロセス保証（統計調査の実施過程に係る質の評価）を導入することで「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の見直しを実施した（同ガイドラインを平成28</p>

	年2月23日改定)。
<b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</b>	<p>○ 各府省において、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づいた取り組みが進められていることは評価できるものの、公的統計への理解と活用を一層推進するため、作成過程の更なる透明化を促進する必要がある。(①)</p> <p>○ プロセス保証の観点から「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の必要な見直しを行ったことは評価できるものの、総務省における精度検証の実施状況、各府省の取組状況、関連学会における研究成果、国際的な動向等を踏まえ、今後も不断の見直しを図っていくことを本文に記載する必要がある。(②)</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、統計の品質保証活動に引き続き取り組み、所管統計・統計調査の改善を図るとともに、公的統計への理解と活用を一層推進するため、作成過程の更なる透明化に努める。(各府省)</p>
<b>備考(留意点等)</b>	—

**基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ**

審議テーマ	統計改革の基本方針の取組方針
第3-3 (1) 調査票情報等の提供及び活用の推進	① ユーザーの利便性向上の観点から、オーダーメイド集計の簡易化や対象統計の拡大に向けて検討を進める。
	<b>統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目</b>
	② 現在、官学連携により整備を進めている統計調査の調査票情報の利活用のためのオンサイト施設について、統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報も当該施設で利活用を可能とすることや、当該施設における利用を法的に位置付けることについて検討し、その整備を推進。  ③ 一般の人が利用できる匿名データについて、必要な法制面、技術面から検討し、提供を開始。その際、提供の早期化、手続きの簡素化も検討。
	<b>現行基本計画の該当項目</b>
	④ 今後も引き続き、調査実施者における調査票情報等の適切な保管を徹底する。 ⑤ オーダーメイド集計については、利用条件を緩和する方向で検討を進める。また、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。さらに、利用者のニーズに留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。(平成26年度から検討する) ⑥ 調査票情報の提供については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、リモートアクセスを含むオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析といった新たな利用方法の実現を目指し、役割分担の整理を含め、実用化に向けた検討を行う。(平成26年度から検討する) ⑦ 匿名データの作成及び提供については、利用者のニーズや匿名性の確保と有用性の向上に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。(平成26年度から実施する) ⑧ 匿名データの年次追加に伴う手続きの簡素化について検討する。(平成26年度から検討する) ⑨ 「統計データ・アーカイブ(仮称)」の整備については、整備対象とするデータの範囲を、調査票原票を除いた調査票情報等に限定し、調査票情報等を活用する上で必要なデータ(メタデータ)の整備を拡充する方向で具体的な検討を進めるとともに、名称についても、その目的が明確になるように変更を検討する。(平成28年度末までに結論を得る) ⑩ 広く一般的に活用可能な「一般用マイクロデータ(仮称)」については、利用者ニーズの把握を行った上で、作成に関する検討を行い、早期に提供を開始する。(平成27年度から実施する)

<p><b>これまでの統計委員会の意見</b></p>	<p>&lt;平成26年度法施行状況に関する審議 平成27年10月2日&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ オンサイト利用の推進については、必要な予算を確保するとともに、学識者との連携を深めることが重要である。また、その本格運用に向けては、従来の各自の研究施設内における調査票情報の利用から指定されたスペースでのオンサイト利用への移行に伴う留意点やメリットを含めた広報活動に努めることや、セキュリティを一層確保する方策についても検討する必要がある。</li> <li>○ オーダーメイド集計については、来年度からの利用条件の緩和に向けた取組を着実に進めるとともに、企業等に利用条件等を分かりやすく具体的に説明する必要がある。</li> <li>○ また、調査票情報等の二次的利用の推進に当たっては、統計は利用されてこそ社会の情報基盤としての役割を果たすという観点から、利用者に応分の負担を求めつつ、利用者ニーズに対応することが重要である。また、オンサイト利用に必要な政府共通の基盤を整備するなど限られた統計リソースの効率的な活用を図ることも重要である。</li> </ul> <p>&lt;平成27年度法施行状況に関する審議（平成28年度下半期審議分） 平成29年3月31日&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共財である調査票情報を利用した研究成果等も、公共財としての統計情報と捉えることができ、その理念に基づくならば、その公表・報告は原則とすべきである。そのため、以下の「今後の方針」を踏まえて、閲覧可能な環境整備に向け迅速に取組むことが求められる。また、総務省は、閲覧について一覧機能や検索機能などの付与を検討すべきである。</li> </ul> <p><b>【今後の方針】</b></p> <p>統計法第33条第2号の規定に基づき調査票情報の提供を受けた研究成果は、公共財としての統計情報と捉え、国・地方公共団体等が利用できるようにするため、以下のように取り扱うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○調査票情報の提供を受けた者は、研究成果等の公表・報告を原則とし、以下の事項を統一報告事項として報告する <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果等の公表有無</li> <li>・研究成果等の情報を政府のホームページから閲覧可能にすることの可否</li> <li>・研究成果等を公表した公表形態（著書、論文等）、タイトル名、公表者氏名、公表年月日、公表元、URL 情報（研究成果等に掲載したグラフ等の元である集計データの情報を含む）</li> </ul> </li> <li>○総務省政策統括官室は、各府省が報告を受けた情報を取りまとめて、以下の手順でホームページ上に掲載 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省は、法施行状況報告に合わせて政策統括官室に報告</li> <li>・政策統括官室は、閲覧可能な情報を整理して政策統括官室のホームページ上に掲載</li> <li>・各府省のホームページ及びe-Stat から、上記ホームページにリンクを貼る</li> </ul> </li> <li>○上記取組を平成28年度法施行状況報告から実施するべく準備を進める。</li> </ul>
<p><b>各種研究会等での指摘</b></p>	<p>&lt;「匿名データの利用改善に向けた調査研究報告書」（平成29年2月。総務省が一橋大学経済研究所に委託して実施）&gt;</p> <p>この研究報告書を受けて、今後提供される匿名データにおいて地域情報が、あるいは、年齢各歳別情報が、匿名性を担保した上で提供されるようになれば、研究者がより容易に日本の代表的な公的統計にアクセスでき、かつ地域の雇用情勢を含めて分析することができること</p>

	<p>となる。これは、匿名データ利用の拡充に大きなプラスであり、誠に喜ばしいことであり、現在の手続き等を前提とした上での匿名データの利用改善の方向である。</p> <p>また、今後の課題として、パブリックユースファイルについても検討が行われることが望ましい。日本では現在はまだ検討されていないが、海外では一般的な雇用や家族状況の調査である世帯統計については、一定の匿名化措置をした上で、幅広く個票データ利用を可能とするこの価値が高いと考え、そのようなパブリックユースファイルが簡単な手続きで手に入るように提供されている。</p>
<p><b>担当府省の取組状況の概要</b></p>	<p>④ 調査票情報等は、各府省において適切に管理している。</p> <p>①⑤ オーダーメイド集計の利用条件の緩和については、「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」や「統計データの二次的利用促進に関する研究会」などの検討を踏まえ、企業の研究利用の促進を図りつつ、利用目的や公表義務など利用者にある程度の制約を課す方向で見直しを行うこととし、平成28年1月にガイドライン、同年2月に省令、告示の改正を行った（いずれも平成28年4月1日施行）。</p> <p>また、簡易な集計表については、より容易に利用することができるよう、e-Statにおけるデータベースの技術等も活用しつつ、オンデマンド集計について、その実用化に向けた秘匿処理技術等に係る検討を進めている。</p> <p>行政機関及び日本銀行がオーダーメイド集計の提供対象とした統計調査は、平成28年度までに26調査（延べ278年次分）であり、第Ⅱ期基本計画策定後、提供する統計調査の種類に変更はないものの、新たに76年次分のデータの追加を行った。</p> <p>なお、平成29年度には、提供する統計調査の種類として経済センサス-基礎調査を追加するとともに、国勢調査など12調査において、年次の追加を行う予定である。また、パブリックユースファイル（PUF）の作成方法について、統計研究研修所の支援を得つつ検討を進める予定である。</p> <p>②⑥ 調査票情報の二次的利用にあたり、利用者の利便性・審査の効率化等を図りつつ、必要なセキュリティを確保するため、平成28年7月に「オンサイト利用に係る統計法第33条の運用に関するガイドライン（試行運用版）」を策定し、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構等の4拠点において、平成29年1月以降順次、オンサイト施設の試行運用を開始することとした。なお、オンサイト施設については、平成30年度以降、試行運用状況を踏まえ、参加拠点を段階的に拡大する予定である。また、平成30年度において、利用可能な行政記録情報について統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤の整備を進める予定である。</p> <p>公的統計マイクロデータの研究利用（二次的利用）を官学産が連携して一体となり促進するため、「公的統計マイクロデータ研究コンソーシアム」（平成28年3月設立）の運営に協力している。</p> <p>③⑦ 行政機関が匿名データの提供対象とした統計調査は、平成28年度までに7調査（延べ45年次分）であり、第Ⅱ期基本計画策定後、提供する統計調査の種類に変更はないものの、新たに5年次分のデータの追加を行った。</p> <p>なお、平成29年度には、就業構造基本調査の平成19年分が新たに提供された。</p> <p>⑧ 平成27年9月の統計委員会において、匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化に関する方針を取りまとめ、平成28年1月に、当該方針に沿って、「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」を改正した。</p> <p>⑨ 調査票情報等の二次的利用のワンストップサービスを推進する基盤としての中央データ管理施設については、そのデータの一元管理、受付窓口機能、データ提供に当たっての審査機能等が重要となるため、関連するオンサイト利用の取組の進展と併せて具体化を進めることと</p>

	<p>した。</p> <p>⑩ 調査票情報を用いず、集計表から作成する一般用マイクロデータについて、平成28年3月から、平成21年全国消費実態調査に関するデータ提供を開始した。(平成28年12月、平成29年6月に更に詳細なデータ提供を開始)</p>
<p><b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</b></p>	<p>○ 各府省において調査票情報等を適切に管理していることは評価できるものの、地方公共団体等を経由する調査の一部に、調査票情報等の管理が徹底していない例がみられることから、引き続き適切に取り組むとともに、調査票情報等の利便性向上のために必要となるメタデータの取り扱いについても検討する必要がある。(④)</p> <p>○ オンライン利用については、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構等の4拠点において、平成29年1月以降順次試行運用を開始することとしたことは評価できる。今後は、その運用状況を踏まえ、利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充を図るとともに、利用可能な行政記録情報について統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤の整備を推進する必要がある。</p> <p>また、調査票情報等の二次的利用に関し利用者の利便性向上及び申請手続等の統一化・標準化に資するワンストップサービス(一元的な申請受付・提供等)を行うための中央データ管理施設等について、体制・運用等の具体化を図る必要がある。(②、⑥、⑨)</p> <p>○ 利用者ニーズと調査票情報等の適正管理を両立させる観点から、オンライン施設の運用状況を踏まえつつ、利用環境等のセキュリティレベルに応じた調査票情報等の提供に関する取組を進める必要がある。</p> <p>○ 調査票情報の二次的利用に関し利用者の利便性向上のため、調査票情報の利用申請者が個票データレイアウト等を調査票情報の提供前に活用できる仕組み・方策等について検討する必要がある。</p> <p>○ オーダーメイド集計については、企業における利用の促進を図るため、利用目的や公表義務など利用者にある程度の制約を課すことにより利用条件を緩和したことは評価できるものの、統計改革の基本方針等を踏まえ、更なる利用条件の緩和や利用促進策等を検討する必要がある。また、オンデマンド集計について、その実用化に向けた研究を進めていることは評価できるものの、具体化に向け更なる検討を進める必要がある。</p> <p>また、オーダーメイド集計の提供対象とした統計調査は、平成28年度までに26調査(延べ278年次分)であり、平成29年度には、経済センサス-基礎調査を追加するとともに、国勢調査など12調査において、年次の追加を行う予定となっていることは評価できるものの、引き続き、利用者のニーズを考慮しつつ、対象統計調査の種類増加、年次の追加等を推進する必要がある。(①、⑤)</p> <p>○ 一般用マイクロデータの提供開始や、匿名データの作成手続を簡素化したことは評価できるものの、パブリックユースファイル(PUF)について、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する必要がある。</p> <p>また、匿名データの提供対象調査は、平成28年度までに7調査(延べ45年次分)であり、平成29年4月に就業構造基本調査の平成19年分が新たに提供されたことは評価できるものの、引き続き、利用者のニーズを考慮しつつ、対象統計調査の種類増加、年次の追加等を推進する必要がある。(③、⑦、⑧、⑩)</p> <p>○ 調査票情報を利用した研究成果等について、広く閲覧可能な環境を整備するとともに、この閲覧環境の整備に当たっては、研究成果を一</p>

覧でみられる機能や検索機能など閲覧者の利便性の向上にも留意する必要がある。

<基本的な考え方>

- 調査票情報等の二次的利用に関し利用者の利便性向上及び申請手続等の統一化・標準化に資するワンストップサービス（一元的な申請受付・提供等）を推進するため、調査票情報等の管理に当たり、調査票情報等のデータ形式や調査票情報等を活用する上で必要なデータ（メタデータ）の保存・管理の在り方を検討した上で、調査票情報等の管理等の委託に関するガイドラインを定めるとともに、平成30年度から、政府共通の基盤として、調査票情報や匿名データ、メタデータ等の一元管理を行う中央データ管理施設及び調査票情報等の二次的利用に関するポータルサイトについて、独立行政法人統計センターと協力して整備を進める。（総務省）
- 調査票情報の提供についてオンサイト利用を中心とした利用形態への移行を視野に、独立行政法人統計センターと協力し、平成30年度から、リモートアクセス（プログラム送付型集計・分析）を含むオンサイトの全国的な展開に向け、利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況を踏まえて調査票情報の利用形態の在り方について検討する。加えて、利用可能な行政記録情報について、統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤について整備を進める。  
また、各府省は、総務省におけるオンサイト施設の運用状況を踏まえつつ、平成30年度以降順次、所管統計調査の調査票情報等のデータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を進めるなど、オンサイト利用の推進に向けた取組を行う。（総務省、各府省）
- 統計法令の改正状況を踏まえつつ、オーダーメイド集計及び匿名データの提供に関する利用条件の緩和を進めるため、ガイドラインの改正など必要な環境整備を行う。また、オーダーメイド集計について、利用者の利便性等の向上のため、利用に当たっての要件、作成可能な集計表、費用等に関する情報について、具体例を示しつつ、HPに掲載するなど、利用に関する更なる情報提供に平成30年度から取り組む。（総務省、各府省）
- 平成31年度までに、より利便性の高い提供方式であるオンデマンド集計の導入について検討を行うとともに、統計研究研修所の支援を受け、パブリックユースファイル（PUF）について、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。  
また、匿名データやオーダーメイド集計について、利用者のニーズ等を考慮しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。（総務省、各府省）
- 平成30年度までに、調査票情報を利用した研究成果について、各府省及び研究者からの報告を受け、e-Statとの連携を図りつつ、一元的に閲覧可能な環境を整備するとともに、研究成果の一覧表示や検索機能などの閲覧者の利便性を図る取組を行う。（総務省）

備考(留意点等)

—

**基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ**

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
<p>第3-3(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進</p>	<p>① e-Stat（政府統計の総合窓口）について、統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報に関する項目検索機能を追加するなど抜本的な機能強化、e-Statに掲載されていない業務統計の掲載の促進を行うとともに、各府省における掲載事務を軽減。</p> <p>② 統計等データの検索の利便性の向上</p> <p>③ 機械判読可能な形でデータの提供、多くのユーザーが加工・作成すると見込まれる統計表の提供等によるユーザーによる加工コストの引き下げ。</p> <p>④ データ提供の迅速化、API機能によりユーザーがデータを自動で取得できる環境の構築</p>
	<p><b>現行基本計画の該当項目</b></p>
	<p>⑤ 政府統計共同利用システムの統計情報データベースへの統計データの登録作業の簡素化・支援方策を検討し、各府省の協力を得て、統計データ登録の促進を図る。（平成26年度から実施する）</p> <p>⑥ 政府統計共同利用システムのe-Statによる情報提供機能の改善に当たっては、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上に係る検討に活用するほか、API機能の提供や統計GISの充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討する。（平成27年度末までに結論を得る）</p>
<p><b>これまでの統計委員会の意見</b></p>	<p>○ 平成27年度統計法施行状況報告審議（e-Statによる情報提供機能の改善）</p> <p>一般の利用者を含めて更なる使い勝手の向上を求める声は根強い。ニーズを幅広く把握し、機能拡充することを期待する。また、各調査によって統計表の表示方法が異なっているため、統一した形式でデータを利用できるように、データベース化を推進することも重要である。このほか、検索機能の改善も必要である。また、紙の報告書には記載されているがインターネット情報として掲載されていないことが多い、統計利用に関する重要な情報、例えば、調査項目や集計項目の定義、利用可能なクロス集計と統計表番号との対応表などについて、インターネット情報としてもわかりやすい場所に掲載するなど、e-Statの利便性向上に引き続き努力することが重要である。</p>
<p><b>各種研究会等での指摘</b></p>	<p>—</p>
<p><b>担当府省の取組状況の概要</b></p>	<p>①～④</p> <p>○統計作成において使用している行政記録情報の名称や使用している項目等の属性情報を調べられるようにするため、e-Statに</p>

	<p>統計作成において使用している行政記録情報の属性情報を纏めた一覧表の掲載、もしくは検索機能の機能追加を予定している。</p> <p>○ e-Stat に掲載されていない業務統計については、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」において e-Stat に掲載する統計表は業務統計も対象となっていることから、掲載するよう周知の徹底を図る。</p> <p>○ e-Stat に掲載する統計表の掲載事務の軽減については、平成30年1月の政府統計共同利用システムのシステム更改において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操作手順を簡素化する等のインターフェイスの変更や一度にアップロード可能なデータ容量の上限を拡充する等のユーザビリティ向上</li> <li>・ 登録用の API 機能導入によるデータ登録の自動化</li> </ul> <p>等の改修を行うことにより、掲載事務の軽減を支援する。</p> <p>⑤ 政府統計共同利用システム（統計情報データベース及び API 機能）の統計情報データベースに統計データが登録されていなかった一般統計（19統計）について、平成28年度に、政府統計共同利用システムを運用・管理している独立行政法人統計センターで登録作業を実施した。これにより今後は、各府省が当該一般統計について作成する新規の統計データを容易に登録できるようになった。平成29年度も引き続き未登録の統計調査についても登録支援を実施する。</p> <p>⑥ 統計データの高度利用のため、API 機能を平成26年10月31日から e-Stat 上に付加し、また、試行段階での利用者からの意見を反映し、27年1月30日から開発ガイドや開発サンプル、FAQ等をサイトに追加提供し、利用者の利便性向上を図った。統計GISの充実については、平成27年1月20日から e-Stat 上の統計GISに「地図による小地域分析（jSTAT MAP）」を追加して機能を強化し、タブレット版の提供も開始した。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<p>○ 政府統計共同利用システム（統計情報データベース及び API 機能）の統計データ登録の促進を図るため、統計情報データベースに未登録の一般統計について登録支援を行っていること、平成30年1月の政府統計共同利用システムのシステム更改において操作手順の簡素化や登録用の API 機能導入によるデータ登録の自動化により掲載事務の軽減を図っていることは評価できる。今後は、<u>基幹統計や一般統計に加え、業務統計についても、各府省に対し統計データ登録に係る周知の徹底や支援を引き続き行う必要がある。を図るとともにまた、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充や、統計表の集約的な公表、API 機能でのデータ利用が可能となる統計情報データベースへのデータ登録の計画的な拡充、データ登録を容易にするための調査票情報の保存形式の共通化の推進を行う</u>必要がある。（①、③、⑤）</p> <p>○ API 機能、地図による小地域分析（jSTAT MAP）、統計 LOD など統計データの高度利用のための機能強化が行われていることは評価できる。今後も高度利用のための機能改善や強化に関し、ユーザーニーズや、海外の政府や国際機関の統計サイトの利便性や操作性などの情報を収集し、統計情報提供機能の一層の改善を進める必要がある。また、統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報に関する項目検索機能の追加などの抜本的な機能強化に取り組むことや、統計を利用する際に必要な情報（調査の概要や地域区分、分類項目一覧、集計項目一覧など）の e-Stat への登録などにより、e-Stat の利便性や検索機能の向上を図る必要がある。（①、②、④、⑥）</p>

	<p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般統計、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データをe-S t a tに登録する。また、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充や、<u>統計表の集約的な公表</u>、A P I機能でのデータ利用が可能となる統計情報データベースへのデータ登録を<u>計画的に実施促進</u>する。なお、総務省は、各府省への統計データ登録に対する周知を<u>徹底やするとともに</u>、各府省による統計データ登録業務を引き続き支援する<u>ことに加え、各府省と連携を図りつつ調査票情報の保存形式の共通化等を進め、統計データ登録業務の効率化を図る</u>。(総務省、各府省)</li> <li>○ e-S t a tについて、高度利用のための機能改善や強化、統計作成において使用している行政記録情報に関する項目検索機能の追加など、利用者のニーズを把握し、当該ニーズを踏まえた機能強化を引き続き推進する。(総務省)</li> <li>○ 海外の政府や国際機関の統計サイトの利便性や操作性などの情報を収集し、有用な機能を取り入れることにより、e-S t a tの利便性の向上を図る。(総務省)</li> <li>○ 総務省と連携して、調査の概要や地域区分、分類項目・集計項目一覧などの統計を利用する際に必要な情報を平成30年度から順次、e-S t a tに登録する。(各府省)</li> </ul>
備考(留意点等)	—

**基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ**

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
第3-3(3) 統計リテラシーの向上	① 社会全体におけるデータ・リテラシー向上を図るため、大学における統計教育との連携・協力を実施 ② 教育の場を活用し、統計調査の必要性や法的位置付け、個人情報保護の状況、統計調査員の役割等の周知を強化する
	<b>現行基本計画の該当項目</b>
	③ 文部科学省の協力を得つつ、学会や教育関係者等と連携し、教員等の研修参加者が児童・生徒の統計リテラシーを高めるための実践方法を習得できるよう研修内容の充実を図るとともに、地方において研修を開催するなど、研修参加機会を拡大する。 また、学会や教育関係団体等と連携し、カリキュラム及び副教材を開発・作成する。 さらに、上記の研修やカリキュラム及び副教材を活用し、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。 (平成26年度から順次実施する) ④ 統計研修所における研修内容について、統計データの探し方や利用方法等教育関係者のニーズに即したものとなるよう充実を図る。(平成26年度から実施する) ⑤ 地方公共団体等とも連携し、統計に関係する有識者や職員OB等の人材を有効に活用して、ワークショップ型授業の導入を促進するための支援を行う。(平成26年度から実施する)
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	③ 平成26年度には、教員を対象とした「統計指導者講習会」の中央研修について、統計教育の実践方法等に関する班別討議、公的統計を活用した実践事例(実践講習)など内容を充実するとともに、さらに全国を6ブロックに分けて「ブロック別統計指導者講習会」を実施するよう研修参加機会の拡大を図った。 平成28年度においては、青森県、福井県、岐阜県、大阪府、宮崎県及び鹿児島県において「ブロック別統計指導者講習会」を実施した。上記講習会の開催に当たっては、文部科学省の協力を得て、教育関係者の参加を促すよう連携を図っている。 平成28年5月には、課題学習や自由研究の取り組み方を学ぶ、中学生向け教材である学習ワークブック「生徒のための統計活用～基礎編～」を刊行し、広く教材の利活用を進めるべく、統計教育の充実に取り組んでいる。さらに、高校生を対象とする統計教育のための学習教材「高校からの統計・データサイエンス活用～上級編～(仮称)」の開発に取り組んだ。 ④ 統計研究研修所では、教員、教育関係者を対象として、統計データの探し方や見方、統計データの利用方法等の授業に役立つヒントを

	<p>研修内容とした「教育関係者向けセミナー」を実施しているが、平成29年度においては、それを拡充し、統計研究研修所と滋賀大学の2ヶ所で実施した。</p> <p>平成30年度以降は、統計人材育成に向けた取組みを強化することから、その中で教育関係者向けの研修・セミナーを行う。</p> <p>⑤ 地方公共団体等における統計教育の推進を支援するため、平成26年度や27年度に引き続き「統計教育に関する意見交換会」（28年度は滋賀大学）を実施し、先進的取組を共有するとともに、28年度は新たに、小学生を対象にプログラミングを通じて統計データに親しんでもらうイベント「子どもプログラミング教室」を滋賀県とも連携しつつ、滋賀大学で開催した。</p> <p>※ 資料2-1（統計データ・ビッグデータを活用する人材育成の実施・充実の部分）の再掲</p> <p>○ 統計データ・ビッグデータを活用する能力の高い人材育成を図るため、パソコン等でデータの活用方法や統計に関する知識を学べる日本政府初のMOOC講座である「データサイエンス・オンライン講座」及び統計力向上サイト「データサイエンス・スクール」について、コンテンツの拡充を進めた。【総務省】</p>
<p><b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</b></p>	<p>○ 社会全体におけるデータ・リテラシー向上を図る観点から、大学における統計教育との連携・協力を推進する必要がある。（①、③～⑤）</p> <p>○ 統計調査員の活動環境の改善の観点から、教育の場を活用することにより、統計調査の必要性や法的位置付け、個人情報保護の状況、統計調査員の役割等の周知を強化する必要がある。（②）</p> <p>○ 教員を対象とした「統計指導者講習会」の研修内容の充実、「ブロック別統計指導者講習会」の開催による研修機会の拡大、学習ワークブックの刊行、「データサイエンス・オンライン講座」等の無料学習サイトの開設など、統計教育の充実に取り組んでいることは評価できるものの、統計教育の内容等を改善することとした中央教育審議会答申や同答申を踏まえた学習指導要領の改訂を踏まえ、これまで行ってきた無料学習サイト・教材等の開発、教員向けコンテンツ等の提供といった取組を更に充実させる必要がある。（③）</p> <p>○ 統計データの探し方や見方、統計データの利用方法等の授業に役立つヒントを研修内容とした「教育関係者向けセミナー」を実施するほか、地方公共団体との「統計教育に関する意見交換会」の実施などを通じた地方公共団体間の情報共有を実施していることは評価できるものの、引き続き取組の充実を図る必要がある。（④、⑤）</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>○ 関係府省と連携しつつ、データサイエンスと関連の深い高等教育機関と連携・協力し、大学生や社会人向けの講義や講座の提供を充実するとともに、連携・協力をを行う高等教育機関の質・量の拡大を図る。また、関係府省と連携し、産業界が要望するデータ分析スキルを有する人材の育成のため、専門職大学院等に講師を派遣する。（総務省）</p> <p>○ 統計教育の内容等を改善することとした中央教育審議会答申や同答申を踏まえた学習指導要領の改訂を踏まえ、これまでの取組（無料学習サイト・教材等の開発、教員向けコンテンツ等の提供等）を更に充実するとともに、教員の指導力向上や児童・生徒の統計への興味</p>

	<p>喚起を目的に、教育者向けセミナーや児童・生徒向け講座をより積極的に開催する。また、地方公共団体による小中学校向け授業等の取組と連携し、成功事例の情報提供、横展開を行う。（総務省）</p> <p>○ 統計調査員の活動環境の改善の観点から、小・中・高校等の段階別に統計調査の必要性や法的位置付け、個人情報保護の状況、統計調査員の役割等を説明した教材の作成・提供を行う。また、統計教育や学生調査員任用に取り組んでいる大学の事例紹介を通じ、今後同様の取組実施を希望する大学に対して都道府県との連携を促進する。（総務省）</p>
備考(留意点等)	—

**基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ**

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
<p>第3-3(4) 報告者の理解増進・公平感の確保</p>	<p>① 総務省が中心となって、統計法第15条に基づく資料提出要求や立入検査を積極的に行っていくこととし、以下の事項等について、年内を目途に結論を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立入検査が必要な事例の洗い出し（例：企業グループの継続的・組織的未報告など）</li> <li>・具体的な実施手順等（例：企業等への事前周知、立入検査情報の公表、リソースの確保等）</li> </ul> <p>② 世帯を対象とする調査において報告がなかなか得られないケースへの対応としては、当面、罰則規定の周知徹底やマンション管理団体等との連携を推進するとともに、上記の立入検査の効果も踏まえつつ、総務省において必要な方策を検討する。</p> <p>③ 報告義務の周知を含め、報告者向けの広報を強化する。</p> <p>④ マンション管理団体等と定期的な協議を行い、意見等を把握するほか、調査員業務の委託等を行うなど連携を強化する。</p> <p align="center"><b>現行基本計画の該当項目</b></p> <p>⑤ 「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を参考に、府省間及び地方公共団体との情報共有を行うとともに、所管統計調査の実施状況を検証した上で、行動指針に基づく具体的な取組を行う。（平成26年度から順次実施する）</p> <p>⑥ 各府省の協力を得て、集中的な調査票の提出促進運動や、きめ細かな業界団体への周知活動など、各府省における広報・啓発活動の充実を図る上で効果的かつ効率的な実践手法等に係る情報共有を行うとともに、統計調査に対する非協力者への対応について総合的な観点から検討する。（平成26年度から実施する）</p>
<p><b>これまでの統計委員会の意見</b></p>	<p align="center">—</p>
<p><b>各種研究会等での指摘</b></p>	<p align="center">—</p>
<p><b>担当府省の取組状況の概要</b></p>	<p>②③ 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」（平成22年3月30日各府省統計主管部局長会議申合せ、平成25年1月31日一部改正）に基づき、各府省は、所管する基幹統計調査に係る報告義務や罰則について、「調査のお知らせ」等の調査通知情報への記載や、自府省のホームページ上のQ&amp;A等に記載することなどにより周知を行っている。</p> <p>⑤ 総務省政策統括官（統計基準担当）が毎年度開催しているブロック別統計主管課長会議を活用し、平成26年度以降毎年度、各ブロックにおいて地方公共団体からの意見を聴取し、情報共有を行った。</p> <p>各府省において、統計調査の実施時期などの時期を捉えて、広報冊子の作成、ポスターやリーフレットの作成、イベントにおけるパネ</p>

	<p>ル展示などの広報に加え、各府省や関係団体への協力依頼などを行っている。</p> <p>⑥ 平成26年度以降毎年度、地方公共団体から出された非協力者への対応に係る意見や周知・広報の好事例等について、地方公共団体と情報共有を行った。また、当該意見や事例等について、各府省とも情報共有を行った。</p> <p>平成28年3月末時点で行った「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく各府省の取組状況に係るフォローアップ調査について、結果のとりまとめを行い、各府省へ情報共有を行った。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<p>○ 統計調査に協力する報告者の公平感を確保するとともに、統計調査の結果精度を確保するため、基幹統計調査の実施に際し、企業等から報告がなかなか得られない場合の対応として、統計法第15条に基づく立入検査等（資料提出要求や、必要な場所に立ち入っての帳簿・書類その他の物件の検査又は関係者への質問）を積極的に行っていくことについて検討を行うこととし、<u>立入検査等を積極的に行っていくべき統計調査として、①事業所・企業等を対象としていること、②調査票の未提出について結果の推定時における補正等が困難であること、③母集団情報として利用されるなど他統計調査に多大な影響を与えることを基本とする。対象となる客体の選定基準については、①継続的に督促を行っているにも関わらず未報告、②数次の調査にわたり継続的に未報告、③組織的な対応として未報告のいずれかまたは複数に該当することを基本とし、当該統計調査の結果への影響度などを加味して各調査において具体的に決定するものとする。また、立入検査等の実効性を確保するため、立入検査等に際しては、事前に対象企業等に通知の上、会計担当者など必要な対応ができる者の立会いを求めることや、事後に立入検査等の実施状況を公表することを基本とする。実施事項等の更なる具体化を図るため、</u>当面の対応としては、その重要性にも鑑み、平成33年経済センサス - 活動調査を念頭に検討を進める。(①)</p> <p>○ 共働き・単身世帯や、オートロックマンションの増加等を背景として、オートロックマンションを中心とした共同住宅内における調査環境は、一層厳しさを増すことが見込まれる。このような中、共同住宅内における統計調査を円滑に実施するためには、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換を行うなど、地方公共団体の協力も得つつ、マンション管理関係団体等との連携強化を図る必要がある。(②、④)</p> <p>○ 報告義務や罰則の周知については、各府省において着実な取組がなされているものの、今後、より効果的に周知徹底を図っていくためには、報告義務や罰則の単純な記載にとどまらず、統計の利活用事例等を組み合わせた記載とし、国民にわかりやすい内容にしていく必要がある。(②、③)</p> <p>○ 地方公共団体から出された非協力者への対応に係る意見や、周知・広報の好事例等について、地方公共団体や各府省と情報共有を行うとともに、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく各府省の取組状況についても、各府省と情報共有を行っていることは評価できるため、これらの取組を継続・強化する必要がある。(⑤、⑥)</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>○ 経済産業省の協力を得て、平成33年経済センサス - 活動調査を念頭にしつつ、統計法以外の法令に基づき実施されている立入検査等の事例も参考とし、統計法第15条に基づく立入検査等を積極的に行っていくべきと考えられる統計調査や、対象となる客体の選定基</p>

	<p><u>準、必要な検査手順等の更なる具体化について、平成 33 年経済センサス－活動調査の企画時期までに結論を得る。基本的な考え方を整理する。それを踏まえ、総務省及び経済産業省が連携を図り、平成 33 年経済センサス - 活動調査において、立入検査等を積極的に行っていくための実務的な方策について</u>ことを検討し、平成 33 年調査の<u>実施企画時期</u>までに結論を得る。（総務省、経済産業省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の基幹統計調査における立入検査等の積極的な実施を促すため、平成 33 年経済センサス - 活動調査における立入検査等の実施状況を踏まえ、平成 34 年度末までに、立入検査等の問題点の把握や事例の分析等を行い、これを関係府省で共有するなどの取組を行う。（総務省）</li> <li>○ 共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、平成 30 年度からマンション管理関係団体等からの統計調査に係る意見・要望・問合せ等に対応するための国側の窓口を総務省に設置することや、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換を行うなどにより、マンション管理関係団体等との連携強化を図る。（総務省、関係府省）</li> <li>○ 引き続き「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく取組を推進し、統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に取り組むこととし、その一環として、「調査のお知らせ」等の調査通知情報やホームページ等に記載している報告義務や罰則規定の周知内容について、当該統計の利活用事例等を組み合わせるなど、国民にとってわかりやすい内容にするための見直しを行う。また、地方公共団体などの統計調査実施機関における非報告者への対応に係る取組や広報の成功事例等の横展開を図る。（総務省、各府省）</li> </ul>
備考(留意点等)	—

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
第3-3(5) 大規模災害発生時等の備え	○ 大規模災害が発生した場合の対応に関する検討の場を設置し、個別調査ごとに対応する課題と府省横断的に対応する課題に整理した上で、対応指針を取りまとめ、各府省における具体的な行動計画の策定を促進する。その際、大規模災害が発生した場合における調査票情報の提供の在り方についても検討する。
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>統計リソース確保及び有効活用等に関するワーキンググループ（平成26年度は27年3月の1回、平成27年度は9月、11月、28年1月の3回）において、対応指針の策定に向け、対応指針の位置付け、構成、府省横断的に対応する課題や個別調査ごとに対応する課題、調査票情報の提供の在り方、日頃から統計調査関係者の自覚・判断力を養う方策等について議論を行い、「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」（平成28年3月30日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を決定した。</p> <p>また、平成28年8月に各府省における行動計画策定の参考となるよう行動計画のひな形を作成し、11月に開催した同ワーキンググループで各府省における策定状況について情報共有を行った。</p> <p>平成28年度末時点で、各府省の行動計画策定には至っていないため、引き続き各府省における行動計画の策定状況について同ワーキンググループで情報共有を行うこと等により、行動計画の策定の促進を図る予定である。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<p>○ 対応指針は取りまとめ済みであるものの、各府省における行動計画の策定が進捗していないことから、取組の推進を図る必要がある。また、各府省の行動計画策定の過程で把握されうる対応指針の改定に係る具体的なニーズ等も踏まえつつ、必要に応じて対応指針を改定することを本文に記載する。</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>○ 「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」（平成28年3月30日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき、行動計画のひな形を参考にしつつ、<u>平成31年度までに速やかに行動計画の策定に取り組むとともに、平成30年度から総務省が中心となって、各府省の行動計画の策定状況の把握や情報共有を行い、取組の推進を図るを行う。</u>（各府省、総務省）</p>
備考（留意点等）	—

**基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ**

審議テーマ	統計改革の基本方針の取組方針
第3-4 (1) 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置等 ア 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置等	① 統計関係予算・機構定員等の抜本見直し・充実を図る。 ② 予算の充実・メリハリ、国・地方の効率的統計実施体制に向けた見直しを進める。
	<p align="center"><b>統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目</b></p>
	③ 既存のリソースの有効活用を図るとともに、EBPM推進体制の構築、GDP統計を軸とした経済統計の改善、ユーザーの視点に立った統計システム再構築と利活用促進、統計行政体制の見直しなど各般にわたる改革の確実な実施に必要なリソースを計画的に確保する。 ④ リソースの再配分と最適配置を促進し、新たな課題への対応のインセンティブを強化するメリハリのある体制整備を行う。
	<p align="center"><b>現行基本計画の該当項目</b></p>
⑤ 統計リソースの確保及び有効活用に向けて引き続き不断の努力を行う。なお、各府省における統計リソースの確保及び有効活用の取組を支援するため、引き続き取組状況に関する情報の共有などを行う。 ⑥ 公的統計に共通する統計の作成方法・利活用等の研究を実施するとともに、各府省における統計の作成、企画等を支援するため、統計研修所における研究体制の整備及び研究機能の拡充を行う。また、同研修所を中心に、独立行政法人統計センターとの連携を図るなどして、各府省の要請に応じた統計の作成や調査実施計画の策定等を支援する。（平成27年度から実施する） ⑦ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。 また、各府省を支援する観点から、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に係る各府省に共通する取組（一般用マイクロデータ（仮称）の作成、オンサイト利用等による調査票情報の利用、API機能の提供のためのデータ登録等）のうち、専門的な技術や知見を要し、一元的な検討・実施が効果的かつ効率的な事項については、独立行政法人統計センターの機能を最大限活用できるよう措置する。（平成26年度から実施する）	

<p><b>これまでの統計委員会の意見</b></p>	<p>&lt;平成26年度施行状況報告審議結果&gt;</p> <p>○ 我が国の厳しい行財政状況においては、統計リソースの確保は極めて難しい課題であるが、統計職員数の削減は、公的統計の品質という面からも大きな懸念材料となる。このため、各府省においては、(略)、社会の情報基盤としても有用な統計を作成・提供するため、統計リソースの確保に不断の努力を続けることが重要である。また、統計委員会としては、引き続き統計リソースの状況を注視することとする。</p> <p>&lt;経済産業省生産動態統計調査の変更に係る審議を踏まえたメモ&gt;</p> <p>○ 現在の状況下では、民間委託を活用するという対症療法的な取り組みだけではなく、適切な統計リソースの確保について関係方面の理解を得ることが必要と考えます。統計関係予算・機構定員等の抜本見直し・充実や人材育成といった統計リソースの強化に関しては、経済財政諮問会議等においても指摘がなされている状況にあり、統計委員会としても、公的統計が全ての政策の足下を支える不可欠な要素であるという認識の下、各府省の統計職員の削減に警鐘を鳴らし、その充実を求める必要があると考えます。</p>
<p><b>各種研究会等での指摘</b></p>	<p>—</p>
<p><b>担当府省の取組状況の概要</b></p>	<p>⑤ 毎年度、各府省における統計リソースの確保及び有効活用の取組を支援するため、歳出予算概算要求書の提出前及び提出後に、「統計リソース確保及び有効活用等に関するワーキンググループ」を開催し、予算概算要求及び機構定員要求の状況について、府省間の情報共有及び意見交換を実施している。</p> <p>⑥ 第32回統計リソース確保及び有効活用等に関するワーキンググループ（平成27年11月27日開催）において、各府省が統計調査計画を企画する際、統計技術的な課題が発生した場合に総務省政策統括官（統計基準担当）に相談してもらえば、統計研修所が支援する仕組みを示し、活用を促した。</p> <p>第4回経済財政諮問会議（平成28年3月24日開催）において、総務大臣から「政府統計の精度維持・向上に向けた取組について」が提出された。</p> <p>同取組においては、新たな統計行政機能の改善・強化の方向性として、総務省における新たな体制づくりが示され、統計委員会及び各府省の統計改善業務を支援するため、統計技術改善支援P T（仮称）を統計研修所に設け、統計技術改善に関する技術的手法等について、研究開発を行うとされた。</p> <p>これを受け、統計研修所において、平成28年3月28日に「統計技術改善支援プロジェクトチーム設置要綱」を定め、統計局所管統計の標本設計、欠測値補完方法等の実態把握を実施した。</p> <p>統計研修所における研究体制の整備及び研究機能の拡充を目的として、平成29年4月1日から「統計技術の研究」に関する事務を統計局から統計研修所に移管し、併せて統計研修所の名称を「統計研究研修所」に変更した。</p> <p>⑦ 政府統計共同利用システム（統計情報データベース及びAPI機能）の統計情報データベースに統計データが登録されていなかった一般統計（19統計）について、平成28年度に、政府統計共同利用システムを運用・管理している独立行政法人統計センターで登録作業を実施した。</p>

	<p>一般用マイクロデータについては、ユーザーニーズを踏まえ、総務省統計局と独立行政法人統計センターにおいて、平成27年度に提供を開始した平成21年全国消費実態調査の一般用マイクロデータの改善に向けた検討及び作成を行い、平成28年12月22日から統計センターのHPから提供を開始した。また、作成手法について、引き続き、統計センターのリソースを活用し、更なる改善に向けた検討及び作成作業を行っている。</p> <p>リモートアクセスを活用したオンサイト利用については、総務省と統計センターで検討を行い、中央データ管理施設の管理を行う者として統計センターのリソースを活用することを念頭に、大学等研究機関との連携も含め、実現に向けた具体化を進めている。また、一部の大学等と連携し、試行的な運用を行っている。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計リソース(予算・人員)については、その再配分と最適配置を促進するなどして、既存の統計リソースの有効活用を図るとともに、GDP統計を軸とした経済統計の改善、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進など、統計改革の実現に必要な統計リソースを計画的に確保する必要があるのではないか。なお、人的リソースについては産官学の連携等を通じた取組を行うことを本文に記載する。(①～④)</li> <li>○ 各府省における統計リソースの確保及び活用に当たっては、その取組の情報共有に加え、他府省と共有すべき新たな技術や有効な取組などについて、統計委員会等を通じ、引き続き情報共有を図る必要がある。(⑤)</li> <li>○ 総務省において、公的統計に共通する研究及び各府省に対する支援を行うため統計研究研修所の体制整備を進めていることから、今後は研究の推進及び各府省等への支援を推進する必要がある。なお、統計研究研修所における研究の推進及び各府省等への支援は、10/19共通基盤WGの審議において、統計に共通する課題の研究・各府省等への支援に取り組むと整理済み。(⑥)</li> <li>○ 総務省は、今後も調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を担うことが期待されている独立行政法人統計センターについて、必要なリソースを引き続き確保するよう努める必要がある。(⑦)</li> </ul> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ GDP統計を軸とした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進などの実現に必要な統計リソースについて、既存の統計リソースの有効活用を図るとともに、計画的に確保する。<del>また、統計委員会を中心に統計リソースを集中すべき重点分野を定める。</del>(総務省、各府省)</li> <li>○ <u>統計リソースの確保及び有効活用のため、統計委員会を中心に統計リソースを集中すべき重点分野を定める。</u>(総務省)</li> <li>○ 統計リソースの確保及び活用に関する他府省と共有すべき新たな技術や有効な取組などについて、統計委員会等を通じ、引き続き情報共有を図るとともに、先例となるべき新たな取組、業務の見直しなどに関する推奨事例の横展開に取り組む。(総務省、各府省)</li> <li>○ 調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を担うことが期待されている独立行政法人統計センターについて、引き続き必要なリソースの確保に努める。(総務省)</li> </ul>
<p>備考(留意点等)</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

**基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ**

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
<p>第3-4 (1) 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置等 イ 地方公共団体との連携・支援</p>	<p>① 国が都道府県の統計主管課などの地方統計機構に委託する事務等について、地域に応じた手法の見直しや高度化を促進することとし、総務省は、本年度中に、地域ごとの事務等の状況やそれを取り巻く環境を具体的に把握するとともに、来年度から2年間、協力の得られた地方統計機構で見直しや高度化を試行的に行い、これらを踏まえて、2020年度から取組を本格化させる。このため、総務省は、見直しや高度化のメニューと支援策を含む地方統計機構の将来ビジョンを策定し、これを活用して見直し・高度化プランを提案する地方統計機構に必要な支援を行う。</p> <p>② 地方統計機構の提案等に基づく接触困難な報告者への対応や調査環境改善等を行う体制を整備する。</p> <p>③ 総務省は、各府省と連携し、地方統計機構の実情や利活用ニーズ等も踏まえつつ、地域ブロックの標準化、都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査の支援、推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を進め、結論が得られた取組から順次実施する。</p> <p>④ 総務省は、地方統計機構の職員を国の統計機構で受け入れてOJTと研修で育成する枠組や、地方統計機構の要請により国の統計機構の職員を派遣する枠組を整備する。</p> <p>⑤ 統計研究研修所を活用しつつ、オンライン研修の充実、優れた分析の事例や技術等に関する情報の定期的な提供等を推進する。</p> <p>⑥ 地域の大学等の専門家の活用等の先進事例の横展開を含め、大学等と地方統計機構との連携を強化する。</p> <p align="center"><b>現行基本計画の該当項目</b></p> <p>⑦ 報告者の特性も勘案した適切かつ効率的な調査手法を検討するなどして、引き続き地方公共団体の業務量の軽減及び中長期的な観点からの業務量の平準化を図るとともに、地方公共団体のニーズを踏まえつつ、地域別表章の充実・支援を実施する。 (平成26年度から実施する)</p> <p>⑧ 統計調査事務地方公共団体委託費については、試行検証の結果や都道府県の意見も踏まえつつ、配置実態を反映した交付対象範囲に見直す方向で検討する。(平成27年度末までに結論を得る。)</p>
<p><b>これまでの統計委員会の意見</b></p>	<p align="center">—</p>
<p><b>各種研究会等での指摘</b></p>	<p align="center">—</p>

<p><b>担当府省の取組状況の概要</b></p>	<p>⑦ 各府省は統計調査の企画に当たり、国直轄調査の導入、オンライン調査の対象範囲拡充、照会対応業務の民間委託、準備期間等の拡大など地方公共団体における業務量の軽減及び平準化を図るとともに、都道府県別結果等を追加するなど地域別表章の充実を図っている。</p> <p>⑧ 統計専任職員の対象範囲等の見直しは、再任用短時間勤務職員を対象とすることについて、試行検証を経て、配置を希望する都道府県に対応できるよう、平成29年度から交付対象とした。（都道府県あて、平成29年4月1日通知）</p>
<p><b>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</b></p>	<p>○ 地方公共団体は、各府省が作成する統計の精度確保という側面のみならず、地方における統計利用や普及啓発等に当たって重要な役割を担っている。一方で、国・地方公共団体を通じ厳しい財政事情の中、地方公共団体における統計リソースは減少傾向に歯止めがかからない状況となっている。このため、各府省は、民間事業者が優れたノウハウを有する業務を中心に民間事業者を積極的に活用することを含め、報告者の特性も勘案した適切かつ効率的な調査手法の採用を検討するなどして、地方公共団体を經由する統計調査の精査や、地方公共団体の業務量の軽減等引き続き取り組むことを、本文に記載する必要がある。（⑦）</p> <p>○ 再任用短時間勤務職員の配置を希望する都道府県に対応できるよう、統計専任職員の対象範囲を見直したことは評価できる。一方で、国が都道府県の統計主管課などに委託する事務等について、地域の実状に応じた調査・審査手法の見直しや高度化等を促進するため、協力の得られた地方公共団体において実施する試行運用の結果も踏まえ、取組を本格化させることを、本文に記載する必要がある。その際、総務省は、地方公共団体や関係府省と連携して地方公共団体における業務の見直しや高度化等のメニューや支援策を策定し、これを活用することで地方公共団体における見直し・高度化プランの作成を支援する必要がある。（①、②、⑦、⑧）</p> <p>○ 総務省は、関係府省と連携して、地方公共団体の実情や利活用ニーズ等を踏まえつつ、都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を行うなど、地方公共団体に対する必要な支援・検討等を進める必要がある。（①、③、⑦）</p> <p>○ 総務省は、関係府省と連携し、地方公共団体の職員を関係府省が受け入れてOJTと研修で育成するための手法・留意点等や、地方公共団体の要望に応じて関係府省の統計職員を派遣するための手法・留意点等を整理するなどして、地方公共団体との人事交流の活発化に取り組む必要がある。（④）</p> <p>○ 総務省は、統計研究研修所におけるオンライン研修の充実、優れた分析事例や技術等に関する情報の定期的な提供等により、地方公共団体への支援を充実・強化する必要がある。（⑤）</p> <p>○ 地方公共団体の人的支援等を行う観点から、地域の大学等の専門家の活用等の先進事例の情報提供や専門家リストの作成・提供など、大学等と地方公共団体との連携を強化する必要がある。（⑥）</p> <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <p>○ 統計調査の環境改善に向けて、平成30・31年度に広報啓発や関係団体等への働きかけの強化、新たな若手調査員の確保など、統計調査の環境改善対策を中心に、試行的な調査手法の見直し、高度化等の取組を行う都道府県を対象に支援を行い、その結果や関係府省、地</p>

	<p>方公共団体の意見も踏まえつつ、地域の実情に応じた統計調査の環境改善のメニューや支援策を策定し、これを活用することによる統計調査の環境改善に向けた地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組の支援を、平成32年度から本格的に実施する。（総務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係府省と連携して、地方公共団体の実情や利活用ニーズ等を踏まえつつ、都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を行うなど、地方公共団体に対する必要な支援・検討等を進める。（総務省、関係府省）</li> <li>○ 「ビッグデータ等の活用」（10/19 共通基盤WGで審議済）において、内閣府が行うとされた、物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けた研究の進捗状況を踏まえ、地方公共団体の統計分析等への活用可能性について検討を行う。（総務省）</li> <li>○ 地方公共団体におけるニーズを踏まえつつ、人事交流時の研修プログラムや人事交流の手法・留意点等、国における受入ポストや人事交流の仲介機能の整備など、人事交流の促進に有効と考えられる方策を、平成30年度までに整備する。その上で、これらの方策を活用し、地方公共団体の要望に応じて柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進めるとともに、その成功・支障事例等を関係府省・地方公共団体間で共有し、取組の改善を図る。（総務省、関係府省）</li> <li>○ 国・地方公共団体の統計部門間において、優れた分析事例や推計技術等を情報共有する方策について、平成30年度から検討し、速やかに情報共有を行う。（総務省）</li> <li>○ 地方公共団体の人的支援等を行う観点から、地域の大学等の専門家の活用等の先進事例の情報提供や専門家リストの作成・提供など、大学等と地方公共団体との連携を強化する。（総務省）</li> </ul>
備考(留意点等)	—

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
<p>第3-4 (1) 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置等 ウ 統計調査員の確保・育成・支援</p>	<p>① 調査に当たって分かりやすい説明ができるよう、統計調査員等の能力向上を図るための具体的方策について検討を行い、来年度から実施する。</p> <p>② ICTやコールセンター等により、調査員支援を強化する。</p> <p>③ 統計棚卸しを通じて、ICT・行政記録情報の積極的な活用や、プロファイリング活動の導入など企業を対象とした情報収集方法の見直しを進め、統計調査員でなければできない調査業務にそのリソースを集中させる。</p> <p>④ 学生の任用等の取組の検証と優れた取組の横展開を行う。</p> <p>⑤ 統計調査員の実務の状況の研究・分析を行い、その結果も踏まえて、オンライン講座など研修機会を増加・充実させるとともに、優れた統計調査員のノウハウ共有等を推進する。</p> <p>⑥ 報告者の理解の得られる分かりやすい説明や報告のあった情報の保護の徹底等に関する研修を充実する等により、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させるとともに、統計調査員に対する国民の信頼を確保する。</p> <p style="text-align: center;"><b>現行基本計画の該当項目</b></p> <p>⑦ 地方公共団体とも連携し、統計調査員の役割や重要性等に関する周知を引き続き推進するとともに、統計調査員の確保・育成や処遇改善等に関する取組を継続的に実施する。</p>
<p><b>これまでの統計委員会の意見</b></p>	<p>&lt;家計調査の変更に係る部会審議を踏まえたメモ&gt;</p> <p>○ 経常的な調査員調査を中心に、調査への協力に至らなかった基礎情報（報告者とのやり取り、訪問回数、面接できなかった世帯数等）を体系的に蓄積する方策を検討するとともに、それら情報を積極的に活用することが望まれる。それらの情報は、統計調査員の資質向上やノウハウの継承の意味からも有益である。</p>
<p><b>各種研究会等での指摘</b></p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p><b>担当府省の取組状況の概要</b></p>	<p>⑦ 各府省は、統計調査の実施に当たり、調査員募集に係るキャンペーンサイト、ポスター及びリーフレットを作成するとともに、調査員への講習会や「調査員だより」の発行、調査員の役割や身分などについてのホームページへの掲載など統計調査員の役割や重要性等に関する周知に取り組んでいる。</p>
<p><b>次期基本計画における取扱い及</b></p>	<p>○ 関係府省は、限られた統計調査員のリソースを有効に活用する観点から、事業所・企業を対象とする統計調査について、調査ごとの特</p>

## び基本的な考え方(案)

性や事業所母集団データベースの整備状況、結果精度の確保に留意しつつ、統計棚卸し等もを踏まえ、可能な限り郵送・オンラインによる調査への段階的な移行を検討する。なお、その検討に際しては、センサス型の統計調査、経済運営等に不可欠な月次の統計調査等については調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがあるため、慎重かつ十分に検討を行うことを本文に記載する。

- 関係府省は、地方公共団体と連携し、引き続き統計調査員の役割や重要性等に関する周知の充実を図るとともに、統計調査員の確保・育成・処遇改善等に取り組むことを、本文に記載する。(①、⑥、⑦)
- 関係府省や地方公共団体と連携して、統計調査員の確保に資すると考えられる、学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた取組等を行っている地方公共団体の事例を検証し、優れた取組の情報共有を行う必要がある。(④)
- 関係府省や地方公共団体と連携して、統計調査員に対するアンケートの実施等により、統計調査員の実務の状況の研究・分析を行い、その結果を踏まえ、登録調査員研修等において、報告者の理解が得られる分かりやすい説明や、報告を受けた際の情報保護の徹底等に関する研修内容の充実を図ることにより、優れた統計調査員のノウハウの共有等を推進し、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させるとともに、統計調査員に対する国民の信頼を確保する必要がある。(⑤、⑥)
- 報告者の負担軽減・利便性の向上を図るため、従前からオンライン調査を推進してきたが、調査員調査における報告者の負担軽減に資するオンライン回答率の向上は、検査事務の軽減など調査員事務の軽減にも資するためを更に促進するため、関係府省や地方公共団体と連携して、オンライン調査に関する統計調査員向けの研修を充実していく必要があるのではないか。(①)
- 統計調査員に対する支援を強化するため、関係府省と連携して、ICTやコールセンター等の活用を今後も拡大していく必要がある。(②)

### <基本的な考え方>

- 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員の確保に資すると考えられる、学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた取組等を行っている地方公共団体の事例を検証し、優れた取組の情報共有を図る。(総務省、関係府省)
- 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員に対するアンケートの実施等により、統計調査員の実務の状況の研究・分析を行い、その結果を踏まえ、登録調査員研修等において、報告者の理解が得られる分かりやすい説明や、報告を受けた際の情報保護の徹底等に関する研修内容の充実を図ることにより、優れた統計調査員のノウハウの共有等を推進し、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させるとともに、統計調査員に対する国民の信頼を確保する。(総務省、関係府省)
- オンライン調査調査員調査におけるオンライン回答率の向上は、検査事務の軽減など調査員事務の負担軽減にも資するため、を更に推進することは、報告者の負担軽減に資するため、関係府省や地方公共団体と連携して、平成30年度から統計調査員に向けたオンライン調査に関する調査客体への説明能力等の向上を図る統計調査員向けの研修の充実を図る。(総務省、関係府省)

	○ ICTやコールセンター等を活用したこれまでの取組について、関係府省の協力を得て情報共有を図るなど、統計調査員に対する支援の強化に努める。(総務省、関係府省)
備考(留意点等)	—

**基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ**

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
<p>第3-4 (2) 統計人材の確保・育成</p>	<p>① 国・地方の職員一般のデータ・リテラシーの確保と、その段階的な技能向上を図るため、受講しやすく効果的な形式の研修を開発するなど統計研修の充実・強化等を実施。</p> <p>② 各府省の統計部門の人材についても、新たな公的統計基本計画とも連動する形で、必要なポスト整備、人材の採用・確保・研修、職員のスキルの評定とその結果の活用、人事サイクルや業務経験・年数の計画的付与、人事交流等の育成方を盛り込む。その際、自己研さん や官学・国際間の交流の機会といった各府省の職員が能力向上に取り組むインセンティブの付与に配慮する。</p> <p>③ 統計調査の実施、統計の作成・提供等に関し、人材育成上効果的な実務経験を付与し得る府省に各省の職員を派遣し、OJT、研修等を通じて育成する枠組みを整備するとともに、その状況を踏まえつつ、将来的な統計人材の一元的な確保・活用についても、引き続き検討する。</p> <p>④ SUT体系への移行業務を中心に、国の統計部門に若手研究者等の民間の専門人材を中長期にわたって円滑に確保し、その能力を活用していく必要があることから、統計委員会が、我が国社会全体における研究人材の流動性向上の取組とも連携しつつ、所要の円滑化方策を検討するとともに、当面、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の統計部門における勤務を、研究者のキャリアパスの複線化・重層化のメニューとして大学等の学術研究機関に発信</li> <li>・優れたデータ分析環境の構築、国における業務上の成果や研究・分析 結果の発信の支援など、国の統計部門に魅力ある勤務環境を整備するとともに、その内容を若手研究者等に発信</li> <li>・大学等の学術研究機関の人材育成担当者や国の統計部門で勤務する若手研究者等との定期的な対話等を通じて、国の統計部門の組織・人事運営上の課題を改善</li> </ul>
	<p align="center"><b>現行基本計画の該当項目</b></p> <p>⑤ 人材の確保・育成を意識した人事交流や研修を充実するなど、これまでの多面的な取組の更なる定着の促進を図る。その際、これまでの取組状況を踏まえ、特に効果がある取組を重点的に推進する。</p> <p>⑥ 研修参加機関や参加者の評価・ニーズも踏まえつつ、研修内容の充実・見直しを実施するとともに、地方公共団体等からの研修講師派遣要請への積極的な対応、各府省等における研修企画の支援、統計研修の講師育成など、統計職員等に対する研修の実施体制の整備及び研修機能の拡充を行う。(平成26年度から段階的に実施する)</p>

<p><b>これまでの統計委員会の意見</b></p>	<p>&lt;平成28年1月21日の統計委員会（国民生活基礎調査に係る部会審議結果報告について）&gt;</p> <p>○統計を取り扱う際に求められる専門知識も増え、統計分野の高度な人材の養成・確保へのニーズも高まっている。一方、現実には、統計の作成・提供に必要な予算及び人員が不十分であり、求められる統計の質を十分に確保できる体制にない状況が、どの府省も共通に認められる。</p> <p>○質の高い公的統計を継続して作成し、有効活用するためには、高度な統計知識を有し公的統計を企画・立案・実施する人材とともに、調査現場で円滑に調査を実施するような調査員を育成・確保し、公的統計の環境をこれ以上劣化させないインフラの整備を実現するための財源が不可欠である。予算と人の確保が、日本の統計行政の将来を左右する。</p>
<p><b>各種研究会等での指摘</b></p>	<p>&lt;より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会 報告&gt;</p> <p>○ビッグデータの各府省での活用状況や企業等からのデータ提供のあり方、データの品質の確保、専門人材の育成等について、統計委員会において定期的に情報交換を行い、各府省において効率的な活用に努める。</p> <p>○新たな課題やニーズに対応するための統計人員の確保・増強や、専門的人材の育成の具体的方策を検討する。</p>
<p><b>担当府省の取組状況の概要</b></p>	<p>①～④</p> <p>統計研究研修所において、平成28年度から試行的に統計の基礎を学ぶことができるオンライン研修を行っているところ、平成30年度から国・地方の公務員全体を対象としたオンライン研修システムやオンライン講座の整備を開始し、統計研修の抜本的な充実・強化等を行うことにより、統計データ利活用の事例を通じた統計を利活用する環境整備・マインド醸成を図り、統計の作成、利用に必要な理論や分析手法などに関する知識と技能及び統計的思考力の習得を促進させる。</p> <p>また、統計研究研修所において、平成30年度から、ビッグデータ等の公的統計への活用の研究・開発の成果や、大学等と連携した標本抽出、推定方法など高度な統計技術の研究・開発の成果などを活用した統計研修を行うことにより、国・地方統計機構における高度な統計専門人材「官庁データサイエンティスト」の育成を促進する。</p> <p>⑤ 各府省において、大学等の人事交流、研究会等への外部有識者の活用、学会の大会等への参加・論文発表、統計研修の実施、統計研修所の受講などに取り組んでいる。</p> <p>⑥ 統計研究研修所では、毎年6月に各府省や地方公共団体等に対し研修内容に関するアンケートを実施しており、その結果を受け、平成28年度統計研修を検討し、「統計解析ソフト「R」の基礎」、「1日で学ぶ標本設計」を新設した。</p> <p>また、各府省や地方公共団体の要請を受け、「産業関連表の作成」を新設した。</p> <p>さらに、各府省や都道府県等からの依頼に基づき講師を派遣（8件）するとともに、広く統計リテラシー向上に資するため、国立大学法人滋賀大学と連携協力に関する覚書を締結し「データサイエンスセミナー」を共同で開催した。</p>

**次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)**

- 平成29年度を目途にEBPM推進委員会及び統計委員会において策定される「人材の確保・育成等に関する方針」においては、①必要なポストの整備、②人材の採用・確保・研修、③職員のスキルの評定とその結果の活用、④人事サイクルや業務経験・年数の計画的付与、⑤人事交流の方策等を盛り込むことになる。これらの背景事情は、本文にも記載する必要がある。また、各府省は、この人材の確保・育成等に関する方針に則り、平成30年度から、統計改革の実現に必要な統計リソースの確保を計画的に進めるため、業務経験等の蓄積を通じ、専門性を有した統計リソースの確保・育成を図るなどの取組を推進する必要がある。
- 統計委員会を中心に各府省は、統計改革の実現に向けて必要な統計人材の確保の一環として、大学の若手研究者や民間の専門人材等を、中・長期にわたって円滑に確保するため、①論文執筆や学会活動等にも配慮した 超過勤務縮減を含めた勤務形態の工夫、②フレックスタイム制の活用等により非常勤講師等も兼務しやすいような方策、③科研費の申請に必要な機関番号の取得など、勤務環境の整備に努める必要がある。また、若手研究者等に、勤務先の選択肢として認知されるため、①JREC-INへの登録、②学会や就職セミナー等の機会を捉えた周知活動や募集要項の工夫、③学会等との交流を通じた研究者に関する情報収集等、④各大学との情報交換の推進、⑤各府省等の勤務経験を評価する大学に関する情報の任期付職員への提供などに取り組む必要がある。これらの取組の方向性については、本文に記載する必要がある。(④)
- 研修受講者・関係行政機関等のニーズを踏まえ、研修内容の改善や、多忙な業務の中でも研修に参加できるMOOC型のオンライン講座の新設など、研修機能の充実等に努めていることは評価できるものの、EBPMの推進という観点から、各府省・地方公共団体の職員一般についても、統計データの分析能力を向上させる必要がある。このため、総務省は引き続き研修内容の充実・見直しに努めるとともに、オンライン講座の研修内容の更なる拡充や、各府省及び地方公共団体に対する講師派遣等を行うことが必要である。(①、⑥)
- 統計研究研修所においては、統計業務に係る人材育成のみならず、各府省・地方公共団体における職員一般のデータ・リテラシー向上にも資するため、統計の作成、利用に必要な理論や分析手法などに関する知識及び技能に加え、統計的思考力の習得を目的とする研修の充実・強化を促進するとともに、ビッグデータ等の公的統計への活用や、大学等と連携した標本抽出・推定方法など高度な統計技術の研究・開発成果などを活用した研修の充実・強化を推進することが必要である。(①～④)

<基本的な考え方>

- 平成29年度を目途にEBPM推進委員会及び統計委員会において策定される人材の確保・育成等に関する方針に則り、統計部門の人材育成に、平成30年度から取り組む。(各府省)
- 人材の確保・育成等に関する方針に則り、統計調査の実施、統計の作成・提供等に関し、人材育成上効果的な実務経験を付与し得る他府省に職員を派遣する。(総務省、各府省)
- 人材の確保・育成等に関する方針も踏まえ、将来的な統計人材の一元的な確保・活用について検討する。(総務省)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 29 年度を目途に策定される予定の人材の確保・育成等に関する方針に則り、統計委員会を中心に、研究者等にとって魅力ある勤務環境を整備するとともに、勤務先の選択肢として認知されるための情報発信等に取り組むなど、統計部門に若手研究者等の中・長期に渡って円滑に確保する具体的な方策を検討し、平成 30 年度を目途に結論を得る。（総務省、各府省）</li> <li>○ 統計研究研修所において、集合研修・オンライン研修それぞれの特徴を踏まえつつ、ニーズが高いオンライン研修を中心に据えた研修体系の整理・見直しに取り組むとともに、オンライン研修の実施に当たっては、受講者からの質問等を受け付けられるようにするなど双方向性の確保に留意することに加え、国・地方公共団体における統計の利活用促進に伴い増加する受講希望者に対応するため、大量のアクセスに耐えうるようシステムの増強に平成30年度から取り組む。（総務省）</li> <li>○ <u>国・地方公共団体の職員一般の統計リテラシーの引き上げ要請を踏まえ、統計研究研修所と協力しつつ、高度な統計技術の研究・開発の成果の活用も含め、統計業務に従事する職員向けの研修内容の充実を図るとともに、国・地方公共団体の職員一般の統計リテラシーの引き上げ要請を踏まえ、職員一般に広く学習を求めるべき項目を選定し、基礎項目のオンライン研修の受講を必修化するなど、研修受講機会が拡大・定着するような取組を平成30年度から進める。また、各府省及び地方公共団体に対する講師派遣等に向けた具体的方策を検討し、その実現を図る。（総務省）</u></li> </ul>
備考(留意点等)	—